

ふた人でも、芹生の里に一生を送ることもある●然れども、大正の御世の今日では、我が同胞は、世界の各國、至らぬ隈もなく行き渡りて、安々と産業を営んでをる實にげに、世界は廣し國々の、數ある河の其中で、同じ流れを汲んで暮し相ふのも、之れ又、他生の因縁づくで、あらねばならぬ。

第六十三項

深き赤繩とあるものを

「袖振り合ふも他生の縁」

◎今生では彼方とは、何の親戚關係もなく、言はば赤の他人に、御座るけれども一樹の蔭の雨宿り、一河の流れを汲みました好みには、又來ん世には御互に、兄弟姉妹と産れ相ひ、切ても切れぬ五本の指に、なるかと思へば坐嬉しく。之れに附けても、用なき人にも用ありて、縦へ花の出茶屋の端居にて、互に並ぶも他生の縁、列車の窓に呼ぶお茶の、濫からうともお互に、進ぜ合ふのも他生の縁、然れば一片の言の葉、一と煽の團扇の冷味も、迂濶に思ひ過してはならぬ。

第六十四項

君の御國へ産れ得て

◎人の命を盗んだ大罪人でも、自分の住み慣れた故郷は、いつかな戀しきものと思はれて、終には故郷で召捕らるゝ、例しは少くない、況してや他國の空に、出稼ぎなどなし居る身には、最とゞ故郷の空の慕はるゝは、無理のない事である●扱も亦自分の國は、自立に力なくとも、他國の保護を受け、若くは政變の爲めに、住むに家なく、頼むに國なき、所謂亡國の民程、憫れ不便の者は、恐らくあるまい、夫れすらも故郷は、懐しき思ひに、堪へやらぬものと思はるゝ、勿論故郷の然程に慕はるゝは、抑も何故ぞや。

祖先の墳墓の在る、爲のみにもあらず、父母の在る、爲のみにもあらず、朋友智己の懐しき、爲のみにもあらず、幼な遊びに山河の偲ばるゝ、爲のみにもあらず、山里に育てば、山里が慕はしく、海邊に育てば、海邊が懐しいのであつて、故郷の慕はるゝは、依然本能の峻りである。

扱も世界に國する國は、數多くとも、米も穫れ蠶も育つ國柄は、瑞穂の國の扶桑國たる、我が國の如きは、蓋し稀なのである、加之開闢此方、兎の毛程の

金甌無缺

動ゆぎもなき、金甌無缺きんおうむけつにして、萬世ばんせい一系いつけいの大君おほきみの知召しりめす、此大日本帝國このだいにっぽんていこくに産うれ得たのは、そも何たる難有ありがたことであらうか、然れば此御恩このごおんは、努め忘れてはならぬ。

一五〇

主従と君民

◎主従しうじゆの和合わがによりて、一家いっかは繁昌はんじやうに赴おもむき、君民きんみんの和合わがによりて、一國いっこくは隆盛りゆうせいを來きたす、然れば主人しゆじんが獨り、如何いかに精魂せいこんに稼かせいても、從業者じゆうげふしやが、懈氣なまけて居たのでは、其一家そのいっかは到底たうてい、破産はさんの悲かなみを免れぬのである、況や主人しゆじんが、内うちを外そとなる放埒はうちうちもの者ものなるに於てをや。

第六十五項 君の赤子を父母に持ち

抑も父母おとこは、我々の私わたくしの父母ふぼでなく、勿體もつたいなくも 陛下へいかの赤子せきしで御座るのである 陛下へいかの赤子せきしを、父母ふぼに戴いたたる我々は、決して父母ふぼに心配しんぱいをかけてはならぬ、何故なぜなれば、心配しんぱいをかけぬ其事そのことが、直に孝行かうかうであるのである、然れば 陛下へいかの赤子せきしたる處ところの父母ふぼに、孝行かうかうを盡つくすのは、即ち 陛下へいかに忠ちゆうを盡つくすのであつて、隨したがて父母ふぼに心配しんぱいをかけ、不幸ふかうを働はたらくは、應やかて恐れ多くも 陛下へいかに不忠ふちゆうを致いたす譯わけであれば、

父母は私の父母にあらず

忠君孝親二ならず

吳々くれくれも、父母ふぼは 陛下へいかの赤子せきしであつて、我々の私わたくしの、父母ふぼでないぞと云ふ事を必ず迂濶うゑんに思おもふて居をつてはならぬ。

第六十六項 彌が上なる御恵み

「馳馬はせうまに鞭打むちうつて出る田植たうちかな」

主人の配慮 頼母敷働 振

◎我家わがやの田植たうちも、本年ほんねんは例年れいねんより、五月雨さみだれ降り頻しきる爲ため、大分だいぶん植後うゑごれた、明日あすは晴雨はるに拘からず、植うゑてしまはずば、時期じきにおけると、主人しゆじんたるものは、又格別またかくべつの心配しんぱいを持つのである ●扱さても起おきぬ先まきに、今日けふはこれ／＼と、其日そのひの仕事しごとは、逸早いちばやく、胸中むねちゆうに疊たみ置き、扱さて朝味あさあじ早はやより起おき出いでて、空そらの模様もやうを打見うれば、豈計あにばからん、西にしの方かたには消えやらぬ、殘のこんの星ほしの煌きらめきて、今日けふの天氣てんきを、告つげ顔がほなるも嬉うれしく、主人しゆじんは、夫れぞれ人ひとを呼よび、仕度したぐを調とへ、馳はせ馬うまに鞭むちを揚あげ、走はる馬うまをして、いと走はらしめたるなど、實じつに頼母敷たのもしき、働はたらき振ぶりである。

◎扱さても我々われわれは、一樹いっじゆの蔭かげ、一河いっかの流ながれ、皆みな之これ他生たじやうの縁えんなるべきに、況ましてや、世界せかいの廣ひろき國々くにくにの、數かずある人ひとの數かずにも漏もれず、人間にんげんとして、産うまれてさへ、身みに餘あま

尊敬條

一五一

る光榮なるに、かて、加へて、大日本帝國に産れ、一天萬乗の陛下の赤子を、父母に戴けるなど、重ね重ね、冥加の至りであるのに●民の竈の煙りや如何に、暴風雨の夕、火災の朝、其被害や如何に、其難澁や如何にと、其上に、彌が上に、馳せ馬に鞭あて、侍從職等、御見舞を賜はるなど、申すも恐れ多き次第である。

第六十七項 御恩の程ぞ極みなし

◎人間の力又は金錢で、御禮のできぬ、お世話に預つたことを、恩と云ふ、今大別すれば、左の五種となる。

- (一)細胞の恩である、是れは、自分の體が、矢張り活てをる、小さい粒々、即ち細胞から、出來てをるゆる、其細胞に對する恩である。
- (二)父母の恩である、我々を産み、且育て、一人身前にして下された御恩である。
- (三)公衆の恩である、世界の人達が、お互に持つ持たれつ、助け合つて、暮す處の恩。
- (四)陛下の御恩である、我々を御恵み下さる、御恩。

(五)神の御恩である、我々を父母に授け、且つ生涯に渡りて、善惡ともに、監督して下さる、御恩である。

◎然れば、此五つの恩に對して、我等はそれごとく、報謝せねばならぬのである、即ち。

(一)細胞の恩を報ずるには、悪酒を飲まず、亂暴を働かず、金錢勝負事すべからず、之れ神經を惱め、心臟を傷むるからである、旨い物を喰ふて遊んでゐべからず、之れ肥料倒れして、病氣が起るからである、其他尙ほ、衣食住に注意し、傳染病を恐れ、以て無病長命を圖るべきである。

(二)父母の御恩を報ずるには、上にしては、父母の名を揚げ、中にしては、子女を成るべく、多く能く養成し、下にしては、父母に心配を掛けぬ様、心掛けべきである。

(三)公衆の恩を報ずるには、席を譲り、路を譲り、畦を譲り、利を譲り、名を譲り、力を譲り、氣を譲るにあり。

尊敬條

(四)陛下の御恩に報ずるには、平時には、産業を勵み、一朝緩急ある場合には、先を争ふて、忠を抽ずる覺悟あるべし。

(五)神の御恩を報ずるには、人は勿論、禽獸蟲魚に至るまで、生とし生ける物をば、能くいたはりて、決して慘くせず虐めず仁みを施すべし。

然れば人にして、恩に報ゆる心あらば、何事を思ふても、届かざることなく、望んで成らざる物もなし、然るを儘ならぬは、憂世の習ひ、なぞと歎つ人は、代價を拂はずして、品物を求め、時ずして、實を望み、働かずして、利を得んとするが故なりとぞ。

茲に述べべき一事あり、人間の五喜樂五苦勞は(第五十項)、相互に退引ならぬ世話事である、所謂公衆の恩である、而も此公衆の恩には、其關係に於て、輕重の別がある、常に、人々に依る、輕重ばかりでなく、物事に就て、皆輕重がある、例へば婚姻に就て、根本的に、嫁聲の成立に、盡力したる媒妁人と、成立したる後の、所謂頼まれ媒妁人とは、其所謂恩たる關係の上に、雲泥の差がある

憂世と歎
つ人は
惰者は

のである、さればそれら媒妁人たる者、其名義に拘泥して、自己の恩を、餘りに重きに置いてはならぬ、否是等の恩は、決して賣ケ間敷、思ひ爲しては、ならぬのである、之れ五恩中公衆の恩は、皆々お互のものので、恩になつたり、成られたり、どうあつても、人手を藉らねば、ならぬ處の恩であるからである。

第六十八項 我等は如何なる果報ぞや

我等の先
祖の賜
物

◎我等の先祖は 陛下の御皇祖に對し奉りて、如何に忠實に、御事へしたのであらうか、定めし、御皇祖の御恵に、感泣しつゝ嬉しく、御勤めを致したであらう●然れば我等が、今日限りなき御恵みに、浴しつゝあるも、之れ偏に、我等の先祖が、能く陛下の御皇祖の御意を承はり、忠實やかに勤めたる、其賜であることを、深く信じて、心から難有事に思ふのである。

第六十九項 如何に敬ひ尊けく

第五十九項にあれば省く。

第七十項 申すも奈何々々愚なり

尊敬條

第七十項にあれば同じく省く。

第六章 金曜編 猶然條

猶然の意
第九十一
を参照す
べし

東郷平八
郎大將の
猶然觀

◎猶然とは、猶然様で御座る、と云ふ意味である、即ち天理からは、然様であつても、人道からは、斯様に爲さねばならぬ、と云ふ事である。
例へば彼の日本海海戦に、我艦隊を率ゐる東郷大將は、然しもに世界の眼を驚かしたる、露國の大艦隊を、物の見事に全滅させた、其手柄は、實に不思議と思ふまでの、大手柄であつた、然れば、此戦勝は、無論大將が、日頃の修養の賜であるのは、萬衆の等しく認める處であつた●然るに大將は、只々偏に其手柄を 陛下並びに皇祖御代々の、神靈の加護と、全國神々の、御導きとに依つて、斯くも大戦效を、遂げたのであると云ふて、只管、其の御稜威に、畏まり居らるるとは、何たる麗しき精神であらう。
尙ほ又茲に、我が胸を衝て浮び出るものは、流石に彼の義士である、主謀大石

赤穂義士
の猶然觀

義雄は、當時の時勢に於て、幕府の注目はさることながら、殊更吉良家より放ち置ける、隠目附の、嚴重なるにも拘らず、千辛萬苦の結果とは言ひながら、能くも怨敵義央を、討ち終ふせた●然れども大石外一同は、自分等の手柄であると云ふ事は、堅く辭退して、一に亡君神靈の、加護を垂れ給ふたのであるとて、一同皆感泣したのである。

京極女史
の文

猶然觀の
權化なり

◎今は昔、京極女史の文に、「先祖を祭り敬ひ慎むこと、生ける人に仕奉る如くする、誠の心一筋なれば、靈魂之を受けて、感應を垂れ給ふ、人の體をからねば、佛神の形現はれず、唯信ずる心を縁として、影向あること、露あれば、月の移らる如くなり」と見えたり●然れば熱誠は、猶明鏡の如く、神佛來迎して、必ず宿住す、畏るべく慎むべし。

推讓は猶
然に歸納
す

抑も猶然の心は、又移りて推讓の心となる、而も此讓ると云ふ事は、美の最も美、善の最も善なるものであつて、人道は實に此、推讓の精神に依らなければ、維持が出来ぬのである、然し此推讓の精神は、終に又猶然の精神に、歸納するの

猶然條

五恩と猶然

賽錢供物

猶然の思想

である、即ち。

人道 推讓 猶然 人道 ● 恰も輪の如く廻るのである。

◎ 彼神道は勿論、佛教でも、耶蘇教でも、其他如何なる宗教でも、儒教道教でも、忠孝論でも、皆此猶然觀の外には出ぬ ● 然れば自分の作した或る手柄も。

(一) 神の加護と崇め。

(二) 陛下の賜と拜し。

(三) 父母の導きと謝し。

(四) 公衆の助けと譲り。

(五) 細胞の力と推す。

即ち之れ、我が力にあらずして、専ら五恩の、冥加であるぞと思ふ、所謂此推讓の念慮は、聽て又、器物に及ぼして、金錢に換へ難き、記念物などとして、珍重の念を生ずるのである、彼神佛の賽錢供物等も、亦皆猶然觀の發現である、然れば猶然觀は人間として、最も高尚の思潮であつて、所謂一を聞いて二を悟り、

才智では道徳は解せられぬ

文明の氣宇は卑くなる

物質文明と廢物利用

一斑を見て全豹を窺ふ、誠に秘邃の思想である。

第七十一項 物の理性に走る身は

◎ 世の中が、文明になればなる程、人間が薄情になる傾きがある、夫れは物の道理が、餘り委敷なるにつけ、人間の智恵が、益物質上に、偏るからである、然れば古人も才智では、道徳の理解は、出来ぬと叫んだ、

又文明は、風儀、習慣を、漸く取り毀はす傾きがある、然れば文明に染まる程、儀式も廢れ、品も下り、随つて人の氣宇が卑くなる。

即ち口を開けば曰く、木で拵へた物は焼ける、土で拵へたものは崩れる、合せ物は離れる、死んだ者は石瓦の様なもので、何事を頼んでも仕ては呉れず、然りとて何を遣らなくても、催促もしない、又死ねば詰り腐れてしまふもの、其處で勿體ないとして、亡者を緋木に掛けて、脂肪を製造するなど、一寸聞くと、打捨物を活用するのだから、冥利が宜い様ではあるが、冥利も物にこそ依れ、假にも致せ、如何に廢物利用とは云へ、然りとては餘りに、情ない所業である。

◎然れば、物事は比較的のもので、流石文明でも、餘り一方にのみ、駈け離れて進んでも、他の方面が、一向それに連れなければ、所謂跛の文明で、却つて社會に、茶毒を流す、恐れがある。

如何にとなれば、一方の物質文明は、日に月に進んで、例へば世界各國に於ける鐵道は、追々蜘蛛の網の様になる、船は速力早くして而も大形に、堅固のものが段々に殖る、電信、電話は申すに及ばず、無線電信などが出来る、是等の所謂交通機關によつて、一日と世界が狭まる譯になる、隨つて身に最も切迫を感じる處の、衣食住の相場にも、電報の度毎に、日の内に變動すること、幾度なるを知らず、今にして孟聖を地下より起たしめば、如何に恆産論を振り廻すであらうか。

「這へば立てば、歩めぬ、奴の前の金も情もなし」(經絡)

扱て斯くなる以上は、力と頼むものは果して何か、一にも金錢、二にも金錢、金錢でなければ夜も日も明けぬ、然れば金錢の前には、名聞も、理窟も、愛情も、皆其奴となる、此故に、賄賂は益行はれ易く、其行はるゝ程度は、金錢の重

實の程度と正比例の關係を持つのである。

文明Ⅱ世界狭Ⅱ金錢Ⅱ薄情Ⅱ文明。

と云ふ様な譯になる、此處に尙も少しく言ふべきは、過ぎたるは猶及ばざる如し、物事の道理が、餘り明るくなり過ぎると、多寡を括つて、無造作に思ふから、つひ過ちが起る●河童の河流れ、猿も樹から落ちる、又辯護士が却つて、法律規則の罪人となつたり、醫者が、飲み過ぎ食ひ過ぎをしたり、宗教家が、人の泣く時分に泣かなかつたり、勸善懲惡を、眞向に振り翳す教導職が、此世から地獄に墜ちたり、表看板と、裏口とは、大違ひで、形振りとは、腹都合とは、晝と夜程違ひ、口と心とは、先づお月様と、泥の中に踴いてる、鼈程違ふのである●之れでは過ぎたるよりも、却つて及ばざる處の、眞の迷信者の方が、餘程無邪氣で、可愛氣があつて、寧ろ罪がないのである、而も亦世の中が、文明になれば成る程、一種の迷信が伴ふ、所謂高等迷信ぢや。

然れば、迷ふが故に、人倫は立ち、人倫は、縊のかゝる程、よろしいのである、

猶然條

過ぎたるは猶及ばざるが如し

而も亦、悟道に依らなければ、執着は脱し難し、夫れ宇宙の眞理に、晦いのを迷ひと云ひ、宇宙の眞理に、明かなるを悟と云ふ、此意味に於て、物質文明は、悟に對しては恩人であるが、迷に取つては、恰度後から來る提灯の格ぢや。

第七十二項 有情の辻に迷ふとか

◎有情とは、喜、怒、哀、樂、愛、惡、慾、所謂七情を天理の成行に匹別して我の心に感じたるところの言葉である、然して人情は、力と涙との關係に、成り立つものであれば、今少しく先づ、其關係を物せん、

今は昔文治年間、武藏坊辨慶と云ふ者があつた、膂力衆に超え、剛膽又一世を厭する程の、而も亦産れた時の産聲より、泣くことを知らぬ、勇士であつた、處が其、主人公たる九郎判官義経は、敵の娘郷の君を、妻とせし關係より、鎌倉殿の勘氣を蒙り、二心なくば、郷の君の首、打つて出せとの難題、其處で辨慶は餘儀なく、背に腹は換へられぬとて、其處に居合せたる宿胤の一女信夫、年は二八か二九ならぬ、芙蓉の顔、月の眉、雨に惱める海棠の、咲きも得やらぬ蕾の身

今しも母の阿淺が溜々を、語る暇も、あらばこそ、武士道の劍、閃かして、信夫の細首打ち落し、郷の君の身代りに、立てし其時こそは、流石勇士の辨慶も、涙潜々として止むる所を、知らなかつたとある。

◎抑も涙なるものは、精神の感動より、現はれ來るもので、嬉し涙あり、難有涙あり、無念の涙あり、義憤の涙あり、失望の涙、同情の涙、愚痴の涙、愛着の涙、嫉妬の涙、煩惱の涙、空涙等、様々の別ちはあれど、其内最も尊重すべきは義憤の涙、又最も採るに足らぬのは愚痴の涙である、而も注意すべきは空涙である。扱も涙なるものは精神の感動より、生ずるものであること次の如し。

- (一) 訴ふるに道なき場合。
- (二) 強面に説き伏せられし場合。
- (三) 力を用ゐること能はざる場合。

◎右等の場合に精神作用の、反應徵候として、現はるゝのである●彼の頑是なき小兒や、心足らざる者は、些細の物事によつて、忽ち泣くも、是等は、全く精神力

悪對と涙との關係

婦女の涙脆き理由

男子の涙及英雄と涙

「うごくこそ人のまこころ動かすところふ人は岩木(宣長)

の乏しきが爲である●去りとして又下等社會の、或る意味から見る男女同權で、夫に悪口を以て酬ゆる程の妻は、中々泣かぬ、涙に乏しい、否涙の乏しきが爲めては決してない、之れ其涙が、力の身代を務むる、惡對に姿を變たのである●婦女も亦或る點に於て、小兒に等しく、涙に脆きも、之れは實に力の弱き、爲めのみにもあらず、意思の拙き、爲めのみにもあらず、詮ずる所、其性として、心に忍び、抑壓に堪ゆるの、優心からして、自然と力瘤に弛みがきて、其弛むだけの力が、直ぐと涙に姿を變へるのである●然ればとて、涙は小兒婦女子の專有物では決してない、否眞の價値ある涙は、却つて男子にあるのである、其多くの場合に、女々敷泣かざるは、之れ男子は、一家を支ふる爲めに、各方面に力を馳せ、妻女と徒に涙を、共にする餘裕が心にないからである。

英雄涙あり、義人涙ありて、之れ涙は力の反映であつて、力働けば涙失せ、涙現はるれば力隠る、之を放てば即ち力となり、之を抑ふれば忽ち涙となる●彼の愛らしき小兒の友と争ひ、又は石などに躓けると、涙滂沱として、泣くことあらん、此時、守の氣轉を以て、彼の友を叱り、又は石を打つて、宥むることあらんには、小兒の泣顔は、瞬く間に變りて、笑顔となる●然れば力と涙とは、誠に當意即妙の、大關係を持てるは、之れによりて明かである●而も涙は、其遣ひ所を得ば、男女に拘らず、人品を揚げ、萬一下らぬ所に、泣き漏すならば、其器量を下げるのである●之れ涙は、意識表出の上に於ける、最も優美のもので、殊に暗涙は然るのである。

涙と人品

理情に對する才智

◎扱も彼の理性の人、即ち物品的の人は涙に乏しい、故に情の道には却つて迷ひ易いのである、迷ふと云ふても、色戀に溺れる譯ではなく、言ひ換へなば人情に暗いのである、否暗いのではない、只他から暗い様に、見えるのみであるが、其實本人は、娑婆百態の事は、酸いも辛いも百も二百も承知である、然しそれにも拘らず、己が才智に任して、愛情より、理論の方が、何時も勝を制するによつて、いざ人情の辻路に差迫ると、情ない哉、何方へ行つてよいやら、一向に分別がつかぬのである。

第七十三項 人と呼ばれし面目は

人間の名に既に名譽す

◎我々は、先祖代々の御蔭で、結句犬猫にも産れず、世にも難有處の、萬物の靈長と云はるゝ、人間として、産み附け給はつたのは、誠に冥加至極の次第である、然れば只、あの人間、あの人と呼ぶるゝ、夫れだけでさへ、既に大なる名譽面目である、然かるに世には不心得にも、我が子を呼ぶに、此畜生、此餓鬼などと云ふ者もある、然れば餓鬼畜生を産んだ其親も、定めし餓鬼畜生であらう、若しも斯る女房が、舅姑に事へたなら、何彼、世話をするのであらうか、誠に淺猿敷も、心細き限りである。

「縦へ、しうとが、鬼でも蛇でも、主を育てた、親ぢやもの」

可愛い夫を、育てゝ下された舅姑御様、何で邪慳にして濟みませう、天道様が見て御座る、冥罰の程が恐ろしい、必ずともに、御案じなされて下さいませな、御安心下さいまし。

◎扱ても人は生れながらにして、福、祿、壽、の運徳は、略備はつて、をるもの

鹽原太助

人間の苦樂は二十才代に定る

と見える●彼の草木でも亦其通り、曾て蘇東坡の曰ひける如く、一樹の春風にも兩般あり、南枝は暖に向ひ北枝は寒にと●扱も今より百二三十年の昔であつた、彼の山口屋善右衛門なるものは、鹽原太助の主人であつたが、太助を雇ひ入るゝ際、同人に戒めて云ふのに、人間一生の苦樂は、二十代に、定まつてしまふのであるから、其心得で稼げよと、實に難有、主人の言葉であつた、同人は繼母に事へ、二十歳の時、上州沼田の在、下新田の實家を出て、江戸へ奉公に志す、懐中には、只四百文を所持せり、今の二錢に當る、善右衛門に仕へて三十一歳に至り、主人の世話を以て、薪炭店を、本所相生町に出す、僅か十五六年間に、數萬兩の身代となる、寛永二年に生れ、八十歳にて没す、太助常に意を公益に注ぎ、江戸四宿と唱へし、出口街道に當る、千住、板橋、新宿、品川、の橋々の架け換へを、時の奉行所へ申し出で、修繕をなし、數度奇特の賞典を戴けりとぞ。

◎運得とは天命と人事との善き廻り合はせを云ひ、其善き廻り合はせに外れるのを、不運と云ふ、即ち天命も運勢も一理である、假令は

運得と福祿壽

無子福の有

減財祿の増

- (一) 小供が有るとか無いとか。
- (二) 財産を作るとか減らすとか。
- (三) 壽命が長いとかが短いとかが。

あらまはしは極まつて居る、只物指で物を、尺つた様に「キッチン」とは極らぬ、而も其極まらぬ處に、面白味があるのぢや。

(其一) 然れば夫婦間に小供の無いのは、強ち無いが無いたゝぬ。五年十年の後に、儲る者も幾何もある、是等は夫婦どちらも、子胤が少いと云ふ、譯ばかりでもない、其一つは、體癖の關係にもよるのぢや。

(其二) 又祿とても其通り、親代々の財産家に生れても、其處裁が出来なければ段々寶は減る。

「賣据と唐様で書く三代目」

兎角人間の身代は、三代目がけんのんである、其祖父母は、不味物も美味と云ふて喰べ、而も晝寝が嫌ひで朝起で、人の一倍二倍も稼ぎ、物事が丹念で、人の

坐食恐るべし

短壽命の長

世話を親切にする、其處で其子は、能く親の行ひ方を、且つ手傳ひ、且つ見聞きして居つたから、多少残す、と云ふ處までは行かなくも、先づ先づ、可もなく不可もなくで、暮らし遂げたが●何はさて其孫の代になると、祖父母の丹誠も、働きたり振も、最早眼に寫らんから、それとは知らず、唯人間程樂なものはないと、迂濶に思ひ成して、譯もなく、其賜物に温まりて、世の辛苦を知らず、可惜照る日を、書畫、骨董、遊藝、遊蕩に、湯水の如く金錢を遣ひ、坐して喰らへば山も空して、漸く手許不如意に陥り、今や家、屋敷までも、賣物にして、夫れに貼られた唐様の筆の跡が、只僅かに名残を止むるのみ。

(其三) 又壽命とても、養生さへ守つたならば、例へ虚弱の體でも、柳に風折れなしの譬へで、本來の壽命まで、活きらるゝのである、又品物とてもその如く、手措と、遣ひ様、次第によつて、永く保つのである。

◎然れば我々は、體を先づ丈夫にして、忠實に稼ぎ父母に安心を乞ふのが、人たるものゝ面目である、今左に人と動物との、意氣問答を掲げて一餐に供す。

第一句 人間の自慢振。

意を語るに言葉あり。

第二句 動物の反慨。

思ひを寫すに文字あり。
誇りや餘る天地間。

第三句 人間の漫罵。

天津空飛ぶ雁もあり。

水底潜る獺もあり。

食色徧の本能の。

外には品なき人のある。

第四句 動物の警嘲。

空を翔るに飛行船。

水を潜るに潜水艇。

日々に狭み行く己が身の。

世界の様をば管に見て。

第五句 動物の大氣焰

縦や智識は進み得て。

虹の橋をば渡り行き。

唇氣樓の玉臺に住まふても。

人に譽は心なり。

第六句 動物の大氣焰

蟻さへ蜂さへ蠶さへ。

犬すら日頃の恩を知り。

鳥は反哺に鳩に禮。

如何でか人に譲るべき。

第七十四項 何の甲斐もて答へんや

◎折角、名譽面目ある、人間に生れた以上、御互に、惡魔外道などと、呼ばれぬ様に、精々油斷なく心掛けて、それに對する、相當の行ひをして、お答へせんければ、神様や父母に相濟まぬ、一旦思ひ茲に及べば、我々の責めや重く、片時も浮々としては、居られぬのである。

◎扨然らば、各先づ第一番に、習ひ得たる處の、身過ぎ世過ぎの、産業に精出して、暮し向きの物事につき、必要を缺かぬ様に、勤めるのである。

(一) 就中農業は、第一番の元業であつて、何も彼も之れに始まるのである、されば大多數の人民は、農業に取り掛らなければならぬのである ●舊幕時代の婦人の讀本には、天下を保つ人は、田を作り、蠶飼をして、衣食の二つ、世の中に、豊かなる如く、するより勝る行ひなし、昔は田を作らぬ男、蠶飼せぬ女は、曲事に行

猶然條

ひし故に、世豊かなりとある、之を見ても、昔は如何に農業を、重んじたか、知らるゝのである。

(二) 次は工業にて、農民が、暑い寒いも風雨も厭はず、春時を外さず、精魂して穫つた、米、麥、綿、絲に、腹を調へ寒さを凌ぎつゝ、鋤鋤を初めとして、其道の、道具を製造して、それらの産業に便利を與へ。

(三) 次の商業は、同じく農民の御蔭にて、腹も隙さず、寒くもなく、又工業者の御蔭で、雨露を凌ぐ家に住ふて、それらの、品物を仕入れ置き、農工業者、其他道々の人に商ふて、生業に、便宜を與へるのである。

(四) 次は士分の人にて、農工商業者に、安心を與へ、十分に、産業に盡力せしめ、自分は兎に角、國家をして、富み榮えしむるのである。

◎ 夫れと同時に、五恩を忘れず、それに報ふべく、

- (一) 衛生に注意して、健康を保ち。
- (二) 父母には、先づ安心を得せしめ

(三) 公衆には、慈悲を以て交はり。

(四) 陛下には、忠誠を心掛け。

(五) 神佛には、禮拜を致すのである。

然れば凡夫は、只々産業を怠らず、五恩を忘れず、是等の甲斐を以て、人と呼ばれし面目に御答へ申して、聊か御叱りを、寛ふ願ふべきである。

第七十五項 兒猿は母の屍を温む

◎ 或時兒猿が、親猿の屍骸を抱きつゝ、一生懸命に温めて居つた、彼は猿である、おまけに兒猿である、其死んだと云ふことは、何んな事なのか、一向に分らぬのであらうが、流石に親子の情愛は、其間の所作に語られて、いと憐れであつた。

茲に又、父親に分れた、幼な兒があつた、父は如何にせしぞと問へば、お父さんは、死んでしまふたと答へた、死ねば何うなるかと問へば、土の中で、寝てるのだと答ふ、夫れでは、何んにも喰べられまいと問へば、蚯蚓を喰べて、居るの

だと答へた、誠に無邪氣ぢや、然し人情の天真は、此處に潑刺として、顯れてを
る即ち

「死んで、さうして、生て居る」

猶然觀が、仄かに露はれて、言ふに云ふぬ、親子の情愛が、其中に含まれてを
る、口では、死ぬと云ふことを、語るけれども、其實、死ぬと云ふ事は、何う成
る事であるか、判らぬのである。

夫れにつけても、母親ともあらう人が、往々我が兒の、大病に臨んで云ふには
兎ても、之れでは良い方は遠いであらうから、最う苦い薬や、痛い療治はさせとむ
ない、夫れよりは、好きな物でも、喰さして、萬ヶ一の後で、心残りのない様に諦
めの宜い様に、致しませうなどと云ふ、此母親の心盡しは、一應は慈悲の様に、
聞ゆれども、夫れは最早、手を束ねてしまふた、所謂天理の慈悲で、何うにかし
て、助けやうとする、所謂人道の慈悲では、ないのである、人道の慈悲は、例へ
息が、其儘絶えやうとも、有ん限りの、手當を盡して、萬ヶ一の望みを手寄りに

天理の慈
悲と人道
の慈悲

苦しき、痛たさは、暫し忍んで、救ひの手當を、忽にしないのである。

◎今は昔、宗の國に、襄公と云ふ王様があつた、諸國の旗頭に、ならんが爲めに、
楚の國と戦ふた、時に公の子、目夷の云ひけるやう、敵の未だ陣取らぬ内に機先
を制して、逸早く打ち果して、しまませうと願ふた、處が襄公の曰く、君子た
る者は、人を危きに困めるものではないと、妙な處へ、人情を加へて、目夷の願
ひを、聞き入れなかつた、それが爲めに、却つて楚の國に、先廻りをされて、終
に襄公が、負けてしまふたと云ふことである、之を宗襄の仁と云ふて、今の世ま
での笑草となつてをる●彼の母親の慈悲も、亦それに類せずや。

第七十六項 神去り給ふ父母の

◎「老少不定」年寄が、屹度先に逝くとは、限らぬけれども、若い人より年積の
人、子供より親の方が、神去るのが順である、言ひ換ゆれば、例の多い方が、手
本となるのである、されば子たるものは、両親の健康の内、其暮し向き相應の
大なり小なり、孝行をせずば、千に一つ萬ヶ一の、事でもあつた時は、如何に

猶然條

残り多いであらう、如何計か後悔のことであらう。

「在りし世の優しの言葉嬉しけれ神去りて後數つくすとも」

◎世の中は、凡て張合で、持つ持たれつするのであることは、過去、現在、未來、に互りて、動きなき、大なる原則がある。

張合と一
大原則

諸行張合
の例

- (一) 熱 || 光 || 動力
- (二) 太陽 || 月 || 地球
- (三) 國家 || 政府 || 人民
- (四) 天理 || 人道 || 覺悟
- (五) 檢察官 || 辯護士 || 裁判官
- (六) 人産 || 財産 || 興廢
- (七) 本能 || 修養 || 人格
- (八) 主人 || 雇人 || 家運
- (九) 夫 || 婦 || 子

(十) 胃腸の健否 || 體温の高低 || 食物の量と質

其張合は、又同じ物程、面白味が深い、例へば太陽と月と地球、否鳥は鳥、獸は獸、さて、人間は又人間が、一番張合となつて面白く、殊に夫と妻、乃至親子に至りては、其張合の興味、一入津々として、盡ぬのである。

張合は近
い物程
後神去りて

◎然りながら、今日の今まで、朝な夕なに愛しみ、蝶よ花よと、育て上げて、下された父母さへ、一旦言切れて、神様、佛様に、權化相成りたる曉では、人と人との、時分の様に、御話しを語り合ふ、こともできず、何を差上げて、旨いとも不味とも仰られず、嬉しい事を申し上げて、御喜びを願つても、亦禍事に就きて、御救ひを願ふても、そして又、日々の御挨拶を、申し上げても、一向に御言葉なく、誠に張合なき限りにして、思はず知らず、涙の露の、膝に滴るのであります、されば此期に至りては、何事も後の祀で、詮方なく、生屬從族、寄り集ひて、唯一代の御德行を、稱へ慕ふのみぞ、果敢なけれ●之れを思へば死後に、心盡しの數々を進らせて、御慰み申し上るも、さる事ながら、それよりも、御存

猶然條

命中に、優しき言葉を以て、御挨拶申すのが、寧ろ百倍増しである●抑も造化の神は、天眼通を以て、常に人間の、善悪を辯はし、善人には、加護を賜はり、惡人には、冥罰を授け給ふ、靈妙至極の力を以て、御座るのである、されば決して、人間界の御連れではない。

◎扱も我國には、八百萬の神等至る處に鎮座しまして、護らせ給ふ、此神々等は、皆身の人なりしを、身罷給ひて後、御在世中の、御稜威を崇め奉り、若しくは、臣下の身として、一身を捧げて、國家に盡したる人々の、懿徳を讃め、以て神に稱へ、祀らるゝのである、然れば、我々は、所在の神社に參詣して、該神々様の功德を謝し奉ると、同時に、該神々様の業蹟に、倣はんことを心掛けねばならぬ。

扱又、彼の釋迦「クリスト」其他一宗一派の、開祖たる人々も、皆神ならぬ佛ならぬ、肉身の人にてありければ、一旦二つの眼閉ぢ、一つの息の根、絶えたる以上、存生中、取り行ふたる諸の仕業を、猶然的に、即ち死亡したる今日でも

猶其昔活居りて、諸の振舞をなしつゝある。時の如くに思ひなして、神に擬へ佛と唱へて、其一代の行蹟を讃め稱へ、我等が多少に關らず、有形無形に今日迄に、受けたる功德を、謝すべきであつて、決して、無理の祈願を、煩はすべからず、言ひ換へれば、御禮こそ申せ、決して、強請べきでない。

第七十七項 常世の國に坐ぼとて

◎常世の國とは、人間が想像して、必ず有るだらう、と思ふ處の國々である、即ち我が國の神道より云へば、高天ヶ原で、佛道から云へば、極樂淨土で、又耶蘇教から云へば、天國である、何れにしても、結構なる國だと申すことである、其結構なる國へ、御本人の好き好きで、我等の父母がよしや、身罷りて、御出遊ばして、御座るにした所て。

第七十八項 猶在す如事ふべし

何事につけても、父上や母様の事は、思ひだされます、或時は、在々とお話をしていた處を、夢に見ました、眼が醒めても暫し、夢であるか、現であるか、心

故人に對する追懷

臨終者の心理

附かなかつた、扱とよ、父母の身罷り給ふたのは、何年何月幾日の何時頃であつた、然れば今年是最早幾年になる、つひ昨日今日のやうに思ふたが、思ひ出せば御父様に連れられて、學校へ上つた時の其嬉しさ、又或時徒戲して、お父様に叱られた時に、お母様が誤つて、下すつた時の其嬉しさや、思ひ出せば、お父様もお母様も、今在々と眼の前に、御座る様であります。

扱又死ぬる人は、逝く先よりも、却つて取り殘す、後の者の身を案じるもので、噫自分も厚い世話になつたが、今度はお暇ぢや、然し後を取るべき者が、確乎としてをるから、大安心ぢや、少しも、思ひ残す事はない、とて言ふに云はれぬ、會心の笑を催された。

然れば我々人間は、過ぎ去つた、善い事でも、悪い事でも、亦嬉しい事でも、悲しい事でも、皆我身に取つて、それが一々手本になるのである、其手本に基きて、將來の企てを、圖ることなれば、我々は過去の物事を能く覺えて居るのは、人間たるべき眞價である●世間動もすれば、殊勝らしく過々を咎めずとか、死兒

前車の覆るは後車の戒め

亡骸に對する猶念

の齡を數へずとか云ふが、苟も其者物を責めず、言はゞ死屍を鞭うたざる限りは、前者の覆へるを見て、後者の戒の通り、其過ちは何に原けるか、其死は何に因れるか能々研究して以て、後日の鑑戒となすべきであつて、決して其者物が亡ぶると共に、其原因をも曖昧のまま、併せて葬り去るべきでない、即ち禍の來る所は、飽まで、詮索すること。醫者が涙を拂ひて、病理解剖を敢てするに、其趣意や同じである。

それにつけても、先祖代々の靈を祀るは、恰も植木の根を培ふ如くである、さればよしや父母は、身罷給ふても、夢に會ひ現に偲ぶ處の、我身のあらん限りは、其懐しさ、得忘れ兼ねれば、猶面の當り在すが如く。事へまつり、嬉しき事は申し上げて、お喜びをねがひ、又禍事も申し上げて、御同情を願ふ、そして、日日の御挨拶を、申し上げるのは、人たるもの、道で、あると思ふのである。

第七十九項 御恩は同じ久方の

◎穀物を作つて、肥料を施さなければ、良い收穫はない、世話になつて、恩を忘

猶然條

れては、幸福は來ぬ、幸福とは、造化の神の授け給ふ、所謂運得である●人は唯二本の手、二本の足で、稼いだだけでは、多寡の知れたもので、學藝にせよ、貨財にせよ、運得の補助がなければ、決して人並以上に立身は、望んだ所で成就せぬ、されば●其運得に預かるに道ありや、曰く大に是あり、而も決して六ヶ敷事ではない、唯恩を知るにあるのみぢや。

報恩り幸福り運得り報恩

◎其處で前にも述べた通り恩には、造化の恩と、人事の恩との別がある。

(甲)造化の恩とは、人間の力で、御禮のできぬ、恵を蒙つた恩で、それに又、神の恩と、細胞の恩との二つがある。

(乙)人事の恩とは、金錢を以て、御禮のできぬ、御世話に預かつた恩で、それに又、國王の恩と、公衆の恩と、父母の恩とがある●然しながら、之等の區別は、只其式が異なるのみにて、我身にとつては、何れの恩でも、恩に變りはないのである、即ち我等は。

(一)神の恩に因つて生れ。

(二)國王の恩に依つて安穩に暮され。

(三)公衆の恩に寄つて生業を營み。

(四)父母の恩に凭つて育ち。

(五)細胞の恩に頼つて活く。

其處で、神の體の一部を形づくる、彼の太陽も、世界開闢の始めより、今日の今迄、彌や久しく、我々は直接には、光と、温との恵みに浴し、間接の徳に至りては、到底我々の耳目の及ぶ所ではない、又筆紙の與り得らるべき限りでないのである。

第八十項 人も獸も木も草も

◎此の世の中のもの、何一つとして、太陽の力を蒙らぬものはない、勿論それも其望、太陽があればこそ、世の中の物と云ふ程の物が、出來たのである、されば、藻の蔭に潜む魚や、土の中に住む蟲は、愚な事、苟も地中深く埋れ居る、金や石に至るまで、などか、太陽の力に漏るゝものはない、のである、是ぞ誠の

一視同仁である、我々が云ふ一視同仁とは、其名目は同じであるけれども●我々の一視同仁は、視る處の眼界が甚だ狭い、即ち禽獸、蟲魚、草木、は扱き我々人間どもの上から云ふても。

(一) 人種によりて妨げられ。

(二) 開化によつて遮られ。

(三) 財力によつて蔑しまれ。

(四) 土地によつて隔られ。

(五) 人情によりて疎まる。

◎然れば其狭きこと、丁度葭の髓から天井、否、碧空を窺く様なものである●之れと云ふのも、神ならぬ、罌粟粒程もない、些細の肉身の我々であれば、逆様立で振ふても、それだけの善心程しか出来ないものであるから、兎ても兎ても、大空に懸つて全世界を遍く照す處の太陽と、仁を争ふなどは、望んだ處で、絶對に出來ぬのである、何ぞかならば。

(一) 我々は作らなければ食へぬ。

(二) 作るには、田畑を開墾しなければならず。

(三) 元來裸なればやはり、作らなければ着られず。

(四) 着るには綿や蠶を丹誠しなければならず。

(五) 家がなければ、雨露が凌がれず。

それ故止むなく人道と云ふ、狭苦しい往來を、態々作つたのである●そこで我々人間に、都合の悪い物、又は害となるべき物は、一切皆取除け、打絶やしてしまふのが、本來人間の勤め即ち人道である、されば、米や蠶や、雞や、牛馬には、仁を施しても、莠や、蛇や、烏や、虎狼には、仁を施す處ではない、成うことなら、根絶にして仕舞ひ度いのである●然し獅子心中の蟲とやら、我々人間の仲間にも、莠や、蛇や、烏や、乃至虎狼にも等しき、否それにも増した、所謂人面獸心の惡物があるをや●噫人道の一視同仁、それ又難い哉。

第八十一項 照させ給ふ太陽は

猶然條

太陽は世界三大威者の一なり

地球界の三大方面に比較すると、植物の長短優劣の表、場所との關係

生成上の關係

太陽の物質的影響

生命と云ふ上をば見るるとき

微塵と雖も進歩の氣配を存するものは活てな

◎此世の中には、三大權威者があることは、天理條に述べたが、就中太陽は、第一位の權威者である、抑も太陽の力が、地水火風に作用きて、森羅萬象が出来たのである、例へば今、我々の手に取つて、吟味のできる、世の中の凡ての物を(一)地物、(二)植物、(三)動物の三つに分けて、其差を立て、言はんには、先づ

(一)等級の上から見れば、動物は上等で、植物は中等で、地物は下等である。

(二)生命の長短から見れば、地物が一番長く、植物は中等で、動物が最も短い。

(三)場所と生命との關係から見れば、動物は、場所の替るものは、寧ろ其の本能であるから、生命には一向關係はない、植物は、場所が替れば、多少生命に影響はあるが、大抵植替へても、枯れぬものが多い、地物は、本來凡ての物の、土臺と成るべきもので、場所とは最も密接の關係がある、若しも地物を、其場所より取り去れば、其の取り去つた地物の生命は、皆絶えるのである。

(四)生成の上から見れば、太陽の力が、地水火風に作用きて、地物が出来、次に植物ができ、次に動物ができたのである、其植物や動物が、枯れたり、死んだりし

て、やがて其朽殻が、再び地物となり、此地物が、又太陽の力に因りて、一部は軟化して、水火風に分散し、一部は硬化して、地物となる。

(五)又生命の上から見れば、凡ての物が、其形の上に、何等かの進歩を、なしつつある間は、其物の形に、よしや多小の變化があつても、其物として、形が繼續しつゝある間は、命があると、認めらるのである。●何となれば、本體があれば、必ず生命がある、生命の無い物は、暫し本體を存する如く見ゆるも、其物に微塵も進歩の氣配がなきのみならず、久しからずして、其本體は、頽れてしまふ而も一旦頽れた以上は、如何なる堅き物でも、終に地水火風に四散して仕舞ふのである。●例へば掘出された石や、金は、生命はなけれども、其場所に殘れる部分には、生命が、残つてをるのである、加之、下等の動物、殊に人間の腹中に住む處の彼の蠅蟲の如きは、例へ何尺切れて取れても、頭さへ残つて居たらば、再び體が出来るのである、其他、蝌蚪の蛙となつたり、蠶の蟲が蝶になつたり、何れも、姿は化れど生命は繼續しつゝあるのである。

心の上から見ると

反射作用

反作用

(六)又心の上から見れば、無論地物や、植物には、それは無い、音に無いのみならず、譬へ下等の虫蝶に毬を地に抛けて、跳返る様な、反射的作用があつても、又犬に石など打ち付けて「キャン」と泣く反應的作用があつても、それは所謂精神の作用で無い●精神即ち心の作用は、敲かれても、眩されても、其場はよしや瞬く隙でも忪へて置いて、しばし考へを廻らしつゝ、程よい時分に其考へた所存を、申し開き取り行ふのが、精神の作用である●彼の面と對つて、論諍をした其利那、所謂賣り言葉に買ひ言葉なるものは、當意即妙的ではあるけれども、注意的に爲されたのではなく、言ひ換へれば、書放しの手紙でなく、書き終つて、若しも字に誤りはないか、脱け字はないか、意味は何うちやなど、讀み直した様な、念入でない、言葉であるから、やはり一つの反應的作用から取交されたものであつて、言葉としては甚だ下等のものである、して見れば、犬の「キャン」と同じ作用と見做すべきである、言ひ換へれば、反應的作用は、角力の勝負の如きであつて、歌舞伎の如き他の情況を加味するに、違なき拙速的の、作用である

扱我々は、幾億萬年の間、死に變り生き代りて、言はゞ土人形を練り返して、得たる處の今日の、此高尚なる處の、精神の作用も、詮じ詰むれば、やはり太陽の力に原くのである。

第八十二項 世界の道具と言はゞ云へ

◎道具とは、其道々によりて用ゐる器である、例へば兵士の劍、銃、農家の鍬、鎌、職工の刃物、商人の算盤、のときものである、而も舅は家の道具、義士は國の道具である●總じて道具と云ふものは、我々生活上、無くてはならぬ、必要から出來たもので、至極重寶なものである、されば其重寶の點を、擴めて言ふたならば、詰りまた太陽の力にも、譬ふべきである●それかあらぬか、彼の半可通の物質論者、若しくは悪人の心を、善に導くと云ふ處の、然も心の一字を資本として、身過ぎ世過ぎを爲居る、彼の一派の宗教者流が臆面もなく、左の如く述べたは、實に傍腹痛きことである●即ち太陽を指して彼は此世界の一個の道具である、彼は「ランプ」電燈と少しも異はないのである、彼に向ふて手を合せ禮拜す

道具と重寶

太陽と電燈と同一視する人

凡夫と心

眼

るのは、丁度「ランプ」や電燈に向つて、お辭儀するのと同じである。又彼の偶像、若しくは位牌乃至畫像、に對して同じく禮拜するは、少しも意義がない、意義のないものに、向ふて、禮拜若しはお辭儀するは、甚だしき迷信であると述べた。

噫夫れ何たる没分漢ぞや、抑も何れの國を問はず、凡夫には心眼なし、故に其習ひとして、須らく肉眼に止まる處の、偶像牌畫に對して、相當の禮遇をなすは、寧ろ無邪氣であつて且つ天真に逼るの氣分がある、彼の一派の輩こそ、却て之を聞いて宜しく愧死すべきである。

然れば彼の釋迦并に「クリスト」も、元はやはり人間であるので、只並の人間よりは、心の一字に就て長所があつたと云ふ迄である、故に唯是等、偉人の靈に向ふては凡夫たる公衆は、宜しく在世中の、勸善懲惡の功德に就て、相當の禮を以て感謝すると同時に、其功德に付いて得る處を、自身に利用するのである。又宗教者側より云へば、宜しく其功德を體し、其功德より出てたる手をして、成

宗教者に宿願するべからず

るべく、廣く且つ高い處まで、届かしむるにあるので、決して他に宿願を依頼すべく、自身の體を踏臺に提供して公衆を説得すべきでない、勿論名は神と稱へ佛と呼ぶは、其人々の生前の功德を褒め唱ふるものであるから、寧ろ尊敬する意味に於て、結構である、是又猶然觀の、然らしむる處であらねばならぬ。

第八十三項 我等の蒙る德澤は

◎德と云ふ字は、善の行き詰つて、之れより以上、行ひ様がないと云ふ、意味の符牒である、然らば彼の字を、書き並べた處の書物は、何れも皆、意味の符牒集である、茲にそれと同じき意味に於て、符牒と見るべきものがある、それは我々の言葉である、

唯文字と異なる處は、文字は永く保存することが出来るが、言葉は言ふ側より消えてしまふのである、勿論今日では、蓄音機が出来、それに言葉を吹き込んで置くときは、或る年月迄は、保存することが出来る、然れども實用の上からは、兎も文字と比較はできぬ、何は扱文字にせよ、言葉にせよ、何れにしても、意

言葉も意味の符牒

符牒は獨
遺ひ小僧
の如し

物事は原
因のみに
ては發現
せず

實行の例

味の符牒たる點は同一である●そこで符牒なるものは、言はゞ遺ひ小僧に、過ぎないものであれば、唯見置き、聞き置くに止まり、決して其もので、用辨が濟む譯のものではない、要は符牒にあらざして、實行にあるのである。

◎凡て物事は原因のみにて發現するものではない、必ずや誘縁となるものがあるのちや、假令ば茲に、麥の種あらんに、之を石瓦の上に置けばとて、生育するものでない、必ずやそれには、日光土壌雨露等、の誘縁がなければならぬ。

◎茲に人あり、之は麥の種である、明日來て蒔いてやる、良い種ぢやから、屹度良い麥が出来るであらう。是は唯口上ぢや、手紙と同じぢや。

(一) 今手紙にせよ、口上にせよ麥種と畑とがあつた處で。

(二) それを其時期に蒔かなければ何にもならぬ。

(三) 又蒔いた處でそれに肥料を施し莠を去る等、手数を掛けなければならぬ。

(四) 手数を掛けた處で、五風十雨の良い陽氣が、來なければ出來ず。

(五) 良い陽氣が続いても、時期を外さず取り込んで、それ／＼始末しなければなら

ず。

(六) それ／＼始末して、始めて其處で、我々の口に入るのである、然れば、例へ一粒でも決して粗末にはできぬ。

◎扱も太陽の徳澤は、前段に述べし通り、人間に益するものは申すに及ばず、譬へ害をするものでも、藻の蔭に潛む魚でも、土の中に住む蟲でも、凡そ世界の隅隅迄至らぬ隈もなく彼の晝を欺く、大燭光の電燈でも、只物の表面を、照すに止まるも、太陽の光力に至りては、四方八方十方より、光線が射透して、其明るきこと限りなし、然れば彼の虎狼にも等しき、人面獸心の惡物でも、流石に日中は、影を潛めて、暫し、其徳に、畏服するのである、如何に太陽の徳の、普遍にして、同仁的なるかに驚歎すべきである。

第八十四項 神に仰ぐの外ぞなし

◎神：宇宙の眞理、造化の力、それ即ち神である、大にして且つ眞實の神である、凡そ世の中に神々多しと雖も、眞に客觀的の神は、唯一の造化の神あるのみ

猶然條

太陽の功
徳は十方
なり

客觀的神

「神と云へば皆等しくや思ふらん鳥なるもあり(宣長)」

人間界の神、若しくは佛は、皆猶然を以て觀じたるのみ、此意味に於て、神、若しくは佛を、説く者にして、釋迦若しくは「クリスト」を造化の神そのものとしての神、若しくは佛として、信仰するは大なる誤りである、而も凡夫の信仰は扱措き、苟も宗教者流にして、故人的神、若しくは佛を、造化の神に等しき意味を以て、其信仰を強るならば、并は言語道斷と云はねばならぬ●唯釋迦「クリスト」の如き、偉人に對しては、生前の功德を思ひ遣つて、所謂猶然的に、信仰するは可なるも、而も實顯的に、信仰するは、大なる迷信たるを免れぬのである。

是を以て、太陽の德澤は、夫等人間界の、讚稱的神佛の、紀念的功德でなく、瞬く隙も息ひなく蒙る處の、現在は勿論未來永劫實顯的の德澤であれば、よし其本體は何れにせよ、我々は猶然りの觀念を揮ふて、眞實なる神の代表者として、信仰するは、故人的神佛を、信仰するよりは、大に實際的にして且つ我々の名譽である。

◎然れば太陽の德澤は、我々が明けても暮れても、一時片時も、其御蔭を受けざる。

れば、第一に生きて居られぬ、斯る痛切なる、御利益がある以上は、神として稱へ、其恩徳に感謝するは、萬物の靈長を以て自任する處の、我々の公務である●勿論世には、一事一物に就て云へば、空氣も、火も、水も、食物も、着物も、何れも無くてはならぬ大切のものではあるが、是等の物は、皆我身として造らるゝ處の物草で、決して我身を造つて下された處の、造化の神の代表者たるべき、太陽の大功德の前に於て、共に語るべきものでは、ないのである、況や其他のものに於てをや。

第七章 土曜編 信念條

◎疑もせず、欺きもせず、而も能く考へた物事は、自ら信念を以て、迎へるのである、そこで信念は、只それが善いと思ひ込むまでのことである、故に信仰とは違ふ、信仰は、其思ひ込んだ、善いと云ふ點に向つて、一歩進んで、絶對的に信じ、且つ崇めるのである●然れば信念乃至信仰なるものは、千人が千人、萬

信念と信
異との差

人々に
りて信念
なる起異
因

人が萬人、一様でなければならぬ筈なるに拘らず、人々によりて甚だしき區々である、其の故如何と問は、●總て人は産れ附きの氣質が、既に異なる上に、産れてから後の、種々なる關係によりて、その信念信仰上に、差異が起るのである、例へば

- (一) 小兒時代の家庭の仕習ひ。
 - (二) 小兒仲間の遊び仕草。
 - (三) 學校時代の教育の模様。
 - (四) 奉公、勤向の關係。
 - (五) 士、農、工、商、等の職業柄。
 - (六) 風俗、習慣、男女の別。
 - (七) 貧富、生活の状態。
 - (八) 病氣、生死、其他の災難。
- 等に關はるのである、そこで、我々人間と人間とは、互に言葉を交して、意思

人間に對
しては信
不信

神に對し
て自善的
信念
第一は無
神佛論者

を疏通し、凡ての物事に付て、相當の意見を持つ、故に其意見にして、萬一悪いと判斷すれば、其物事には、信用を持たぬが、若し善いと判斷した時には、信用するのである●然りながら、意見を交換することが、できない處の、故人的神佛は兎に角、造化の神に對しては、自然に善的信念が生じて、絶対に信仰心が發するのである。

◎そこで此處に、或る三人の面白き話がある。

(一) 其一人の曰く、此世には神も佛も無い、なぜかならば、商賣繁昌の祈願を掛けても、御利益がない、醫者も藥も、利目がないから、信神したが、病人はトウトウ死んでしまふた、又村で雨乞した時にも雨は降らず、自分は随分人に、施しをしたけれども、不仕合の目に度々合ふ●之を思へば、信神や念佛は、無駄の仕業である、健碑供養も、無益である、昔から亡者が、是等の事を、催促したためしはない、いつそ其様な、金のかゝる事や、暇潰の信神念佛などは、せずとも、何の障も崇も有るものでない、と言ひ放てり。

(二) 又一人の曰く、信神念佛と云ふ事もあることです、私の倅が、兵隊を免れる様にと、不動様へ日参しましたら御利益は恐ろしいもので免れました、又娘が大病を煩ひましたをりに金比刀羅様へ御祈禱を、願ひましたら、其翌る日より、一枚紙を剥ぐ様に直りました、又何時ぞや秋葉山より、火防の御札を戴いて置きましたら、隣り迄焼けて來ましたが、自分の家は、不思議に、助かりました。と目を睨いて打語れり。

(三) 又一人の曰く、不自由がいやならば、稼業を眞面目に精出のよ、腹が減つたら、飯を食ふのよ、病氣の時には醫者よ、家が毀れたら、大工よ、戦争には兵隊よ、處が働きが未熟の上に、分不相應な眞似をして、それで困るのは、當り前の事である●そこで、困るからとて、神佛に家内安全だの、息災延命だの、商賣繁昌だのと、照る日を夜見にして、信神念佛をしたからとて、何の御利益があるものでない、斯る見當違ひの人等には、神佛も嘸、御迷惑で御座らう、「マー」聞き給へ、兎に角故人的にせよ、神佛と崇められたる人々は、世の人々により、それ

それに敬ひ尊ばれ、信念を以て迎へらるゝのである。そこで其信念なるものを近く申せば、日頃親々を敬ひ尊び、長上を敬ひ尊び、ける程それだけ、信念は能く發達して體ては善人には加護を垂れ、悪人には冥罰を科し、給ふ處の、神を認る様になるのである●一口に申せば、尊敬心の發達したものが、信念であつて、此信念の的に、成りたるものが、神、若しくは佛であると、最と嚴かに物語れる。

以上三人の話は、何れも、聞き得て面白く、取捨は讀者の判断として、信仰は扱措き兎に角、信念なるものは、人間の生命であると思はる、然れば人にして、若しも信念なかりせば、其人の行ひは丁度、舵なき船の行衛と同じ事で、風の向きと、潮の流れのまゝに、漂ふのである。

第八十五項 天命如何に無情も

◎天の爲せる物事は、人間の眼から見ると、如何にも情ない仕方が、澤山ある、例へば

折角長の月日を、指折り數へて、待ちに待ちたる甲斐もなく、お産の爲めに、

親子諸共、敢ない最後を遂げたり。

又病氣の平癒を祈るべく、祈願所へ赴きたる子が、其歸るさに、護摩札を脊負つたまゝ、雷に打れて、死んだり。

又今年は、幾年振りの豊作ぢやと、喜べる其夜半に、大暴風雨がして、可惜作物を皆無にしたり、など中々數へ立つれば限りはない。

然れども、我が身獨りの苦にもあらねば、決して、悲觀するには及ばぬ、殊に人間の仕事は、大部分は、時の運である、運が宜ければ、得手に帆を揚げて、船の向ふ方に、風も吹くと云ふ工合で、農家で云へば、米も蠶も澤山穫れて、お負に價段も上等で、と云ふ様なもの、之に反して、不運と來たら、泣面へ蜂と云ふか、丸焼けに大火傷と云はふか、例へ様もない。

◎其處で、我々が日頃篤と承知して、居らねばならぬのは、不運と不覺の區別である。

(一)不運とは、人間力で兎ても、押さへ控への成らぬ物事の、悪い廻り合せを

云ひ。

(二)不覺とは、自分の爲る事が、皆人に後れて、他人に利益の、先廻りを、さるることである。

抑も天は一人の天ではない、否人間のみの天ではない、禽獸蟲魚、草木黴菌、山河金石、その他此世の中に、有とあらゆる物は、皆天の生る物である、されば人間から云へば、蟲や黴菌などは、却つて無い方が勝しだなどと、決して愚痴を零してはならぬ ●成程それは蟲の内には、胡麻の蠅や、蜘蛛もあるが、其代り蜜蜂や、蠶様もある、又黴菌ぢやからとて、其通り、「コレラ」や、「ペスト」の黴菌ばかりではない、我々の好きな酒、否我輩は嫌ひだが、酒や醬油を造るに、無くて叶はぬ彼の麴は、皆黴菌の作用である ●そこで蟲に害蟲や、益蟲がある通り、黴菌にも亦、害黴菌、益黴菌がある、而も亦人間にも、害人間、益人間があるのぢや ●兎に角、總て物事には。

◎主作用と、副作用とがあつて、互に附いて廻つて居る、例へば。

信念條

害黴菌益 害人間益 主作用と 副作用と

不運と不覺

福は福の宿る所
は禍の伏する處
(老子)

善人と悪人

- (一) 福の神があれば、貧乏神も、あると云ふが如く。
 - (二) 庖丁で芋を切るのは、主作用であるが、指を切るのは、副作用である。
 - (三) 猫が鼠を捕るは、主作用であるが、魚を盗むは、副作用である。
 - (四) 熱をさますは、其薬の主作用だが、體を疲らすは、副作用である。
 - (五) 酒に酔ふのは、主作用であるが、亂暴するのは、副作用である。
 - (六) 物を煮るのは、主作用であるが、火事を發すは、副作用である。
 - (七) 勤勉するのは、主作用であるが、金の残るは、副作用である。
 - (八) 經濟にするのは、主作用であるが、吝嗇に陥るは、副作用である。
 - (九) 名聞に居るは、主作用であるが、自腹の切れるのは、副作用である。
 - (十) 爵位勳章は、儀表たることが、主作用であつて、威張るのは、副作用である。
- ◎而も詮じ來れば、善人にも一失あり、悪人にも一得ありて、萬の物事は、皆比較的のものである、善事が多ければ、其人は善人と呼ばれ、悪事が多ければ、悪人と云はるゝのである ● されば又雨の上から云ふて見ても、農家では、斯う照り

天は明にして私なし

人間は社會的動物

人間第一の使命

續いては、田畑に青い物がなくなつて、作物が皆枯になつてしまふと、顔を蒼くして愚痴を云ふも ● 大道商人の方では、毎日結構なお天氣様で、誠に難有い、お蔭で一杯飲めますとて、顔を赭くしてをる ● 故に人間の顔の赭くなるのも、亦蒼くなるのも、決して天の仕業ではない、天は明にして私なしちや、それこそ誠の一視同仁ちや ● 然るを、天命無情なりなどと、歎つ人は、歎つ爲めに歎つのであつて、雨に對して宿の用意もなく、徒に只濡るゝのを、歎つと同じで、いと愚かのことである。

第八十六項 人事は如何に辛苦とる

◎人間は自分一人では暮せない、所謂社會的動物であるから、名々が、家業を持ち寄りて、お互に助け合ひ、足し合ふて、社會を保つて、ゆくのである、そこで人間の一番の使命は、子孫を次へ次へと、殖やしてゆくのである、而も其事が、知らず識らず、人生自然の目的に、適ふたる人道の大切なる一大事となるのである。轉じては又、親たる者が、老後の身を寄する、慰安となるのである ● 然れば

信念條

人口蕃殖の結果

坐る半疊
寝る一疊

世界の人数は、此趣意からしても、時々刻々に殖る、随ふて皆、衣食住の道を求めつゝある、故に一寸でも、安閑としては居られず、押し相、減し相、相競ふて、稼業に、稼業を工夫し、工夫に工夫を凝らしたる結果。

一方には、鐵道、船舶、電信、電話、潜水、航空、無線電信等の機械が、次第次第に、發達發明せられ、流石に廣き此世界に、今は五尺の身を置くにも、亦工夫せねばならなくなつた、何ぼ坐る半疊、寝る一疊とは云へ、之れは又餘りの窮屈で、是れでは全て、彼の活動寫眞の土間にても、居る心地がする、されども其れも其筈●又一方には、米、味噌、醤油等の、日用切緊の品が、非常に騰貴して來た、其騰貴して來たと云ふものは、金錢の殖るたのが、第一の原因である、それに揉て加へて、所謂成金者流若しくは株喰ひ連が、際物師的に、買占策を、試みるものから、徹底的の品拂底は兎に角、目先に現物、無いのが値で、終に無天の暴騰を、見るのである、そこで、物價の高低も亦やはり、比較的の數に、漏れぬのである●何は扱、農商業者等は、物品を以て、生業の材料とするも、官吏、辯護士

生業の材料に仕事と物と二種あり

子供の叱れ草種々

蜀山人狂歌

醫師、技術者、職工等は、仕事を以て、生業の材料とするから、兩者の暮し向きの上には、物價騰貴の影響は、所謂物品材料者よりは、仕事材料者の方が、大なる波動を受くるのである、而も各業者を通じて、同業者が、殖ゆれば、収入が少くなり、同業者が減れば、収入が多くなるは、動かすべからざる原則である。

◎扱又他方面から見れば、抱兒は、お乳一杯一杯と、追んで叱られる、それから、學校へ行くまでは、お菓子を頂戴、一錢頂戴で、叱られる、それから、學校へ通ふやうになると、悪徒戲をして、叱られる、言ふ事を聞かぬで、叱られる、それから、學生中は、學資を遣ひ込んで、叱られる、理窟を云ふて叱られる、扱も主人と、親とは、無理を、云ふものと立て、あるし。

「木に竹と、無理を、いふとも、そこが親、いはしておけや、たが笑ふとも」

◎是より、彌々、家庭を造つて見ると、今迄は叱られながらも、父兄より、衣食の給與に預かりて、米の値も知らず、唯々父兄がけちで、小遣ひは足らず、下駄は齒ッ缺け、帽子は剝剝ぐ、湯へもはひれず若旦那、否垢旦那などと、吞氣千萬

子を以て
知る親の
恩

な事を哮へ立て、居つたが、子を持つて知る親の恩で、今となり初めて、父母の丹誠が判つた。そこで衣食の外に、住居の欲が出て来る、やがて小供ができる、煩惱の慾が出る、段々浮世の世話事に接して行く。

「生者必滅、會者定離、諸行無常、名利程々」

一家の費
目

◎逆様事や、順の事でも、恩愛の道は又特別、執着の涙も又特別、彌々益々、家庭は込み入つてくる、随ふて生活費、業務費、教育費、交際費、繕療費等片手で數へきれぬ、そこで収入は支出と、時計の齒車が噛み合ふ如く、「ギンギン」して、油断しなくてもだが、油断をすれば、靚面直に、活動は止まる。●そこで鎗が降ても種蒔は怠れず、鞭が痛んでも、稲は蒔らねばならぬ、妻がお産をしても、工場は缺かさねず、腰が少々痛んでも、休めもせず、此商賣は儲からぬからとて、商賣換をすれば、やつぱり、古めかしいが、士族の商法で、慣ぬから喰ひ込が多い。●「ア、マー、愚痴はよし給へ、天の命令は、待て暫はない、尤も人間許りでなく、世界中の物一般で、造化の神は、決して人間許りに、眼はくれず、随つて

膝がなけ
れば追着
かす

神に依怙
なし

人間の所
詮

何物に對しても、依怙最負はないから、我々から言へば幸福も稟るけれども、不仕合も随分受けるのである。●そこで判つた、何でも、彼でも、體を丈夫にして、稼ぐより外はない、所謂信神も得の餘り哉。

第八十七項 天理人道辨へて

天理人道
の例

◎天理に加工したものが、人道であるとは、既に述べたが、天理は獨り人間の爲めに、出來たものではない、否天理のお蔭で、人間は勿論、世界の總ての物が、出來たのである、されば天理は素より、人間の自由になるべきものではない、随ふて人間に不都合の物も澤山ある。●依つて我々は、我々に都合よく、すべきが爲め其不都合の物をば、片端から取り除き、且つ成るべくそれを、根絶やしにすべく、心掛くると同時に、もしも、取り除き、根絶しに、し兼ねる物は、我々の邪魔にならぬやうに、又害にならぬやうに、手数をかけるのである、而も尙ほ丹誠して、それを利用する工夫をするのが、我々の勤め、即ち人道である。●然れば、文明の力、否苦し紛れに、天理の領分に、段々喰ひ込むのである、故に天理の側より

人間は獅
子身中の
蟲

云へば、獅子身中の蟲なのである。それを何ぼ自分の事には、眼が晦むとは云へ我々人間に幸福を授けて下さじ、成らう事なら、自分だけには、澤山授けて下さいなどと、實に蟲が良いにも程がある●扱て餘所の事より、自分の事、我々の體は、つまり、何う成り行くのであらうか、先づ彼の稻を見給へ、あの通り、種から稻草となり、稻草から種が生じ、又其種が稻草となり、種、草、種、草、と交代して、永劫盡ぬ、而も一旦草に成つた種と、種を結んだ草とは、懸て枯れ果て、地水火風に四散してしまふのである●人間も亦其通り、親子親子と交代して、永劫盡ぬが而も一旦親となつた子と、兒を産んだ親とは、懸て死に果て、やはり地水火風に、四散してしまふのである、之れ天理の、萬古動かぬ定則である。抑も水と火とは地風に次で、無くては成らぬ、緊要の物であるが、又時としては、恐ろしきものである、凡て役に立つ物程、又害を伴ふものである、之れも亦、副作用の一つで、是非がないのぢや、

「眼明き程、世に不自由のものはない、燈なければ、盲人同然、」之れ塙檢校が

夜或書物を講じける際、一陣の突風のために燈火滅ゆ、聽講者思はず、先生暫し、唯今燈火が消えました、一寸お休みを願ひます。

◎實に世に人間程、不自由のものはない、作らなければ食へず、着なければ衣がれず、そして又、拵へた道でなければ、歩まれず、などと決して、弱蟲を真似てはならぬ、其拵へて食ふ處に、味があるのぢや、又看たり脱いだりすればこそ、暑い寒いに加減ができる●されば手足は決して、伊達飾には附いては居らぬ、自ら働き、衣食を求むべく、附いて居るのである、其衣食を求むべく設けたる道なれば譬へ何遍毀れても、飽きず屈せず、修覆するのは、我々の當然の勤めで、是ぞ誠に、人間の大道である。

第八十八項 科過を慎しみつ

◎慎むとは、物事によく念を入れて、我が身に取り行ふことで、言はば、我と我が身に、勘忍するのである●彼の妻を去るに及んで賭博の詮なきを悟り、酒の爲めに職を放たれて醉始めて醒、男根を截ちて女色を誦む等、何れも慎みに出たるの

ではなく、詮方盡きて止みたるのである●そも好ける道を節し戒むるが、眞の慎みであつて、爲されざるは、慎みにあらず、宜しく志を厚うし、行ひを強くすべきである●扱昔から世渡りの暗礁と、唱へたものが三つある、賭博、暴飲、溺色の所謂三拍子である、人若し、是等暗礁を避難すべく、慎みの舵を、能く執り得るとせば、其者は、家船の船長たる資格あるにより、世間より争ふて、所望するは必定である●されば家を失ひ、身を亡ぼし、飽かぬ妻子に、憂き目を視するも、亦視せぬも、船長を承はる、我身一人の手加減次第と、遅れ走せながらも、其處に氣が附いたならば、彌々我と我が身に、慎みを勵むべきである。

◎抑も賭博は利慾に、飲酒は醉慾に、愛慕は色慾に、根ざすも、興味の乗ずる點は同一である、而も皆慾念に原き、且つ習ひ性と成り易く、末は必ず、遊興費に差つかへて、親戚知己は、言葉を設けて、借盡し、扱今となつては、良心に立ち返り度くも、不義理の手前、家庭の手前、世間の手前を憚りて、折角の良心の、面目も立て難く、却つて己を救ふべく、現はれたる其良心の爲めに、可惜一命を

犬死若くは犬馬の勞

賭博漢

袁玄堂は袁玄道に作る

河の淵瀬 瓊を新に盛れて酒を

暴飲家

犬死にするのである、而も一方尙ほ悪心に、驅り立てらるゝときは、旋に觸れて迄も、猶其慾を遂げんとして、終に社會上に、人たることを得ずして、一生犬馬に終るのである、今聊か、それら道樂に就て云はん。

(一)賭博者は曰ふ、自分の金銭で遊ぶのだから、何も然様八ヶ間敷言はいでもよさそなもの、道理あり氣に、胸寛げ、尻打ちまくり、手拭丁と肩に置き、胡坐の足を爪繰つて、今更行儀を教へたとて、何の及ばふ御賓頭廬、袁玄堂の飯マ場で破戒の所化に得度され、今では無職の能化株、新たまる氣は更になし、人間も悪の習ひは忽ちに、第二の天性と成り果て、は、法律の懲戒に、何遍逢ふても、聊か遷善の效もなく、却つて度々の瀬踏に、河の淵瀬がよく知れて、益々深間に陥ること●恰も「瓊を新にして、酒を容るゝにあらずんば、醇酒といへども忽ち酸へん」の良諭も、思ひ合はされて、最と淺猿し。

(二)次に飲酒家も、亦相應に、理窟は持つてをる、「酒は憂の玉筥」、「酒なくば何の己が櫻かな」、「酒は百薬の長、大に飲むべし、否酒は百毒の長、聊かも飲むべ

慎みは嫌
な者に用
はなし

酒の利害

濁色者

からず」慎みは嫌ひな者に用はなし、晩酌一合一本は、好きな人には、又なき樂し
しみ、然れども亂酒とも云ふべき、時を嫌はず、場所を嫌はず、酒と名がついた
以上、甘酒、白酒、白馬、焼酎、それでは全く百毒の長ちや●そも我が國では酒
は儀式の道具の、一つである故に、其場所と程とを得て、用ゐんには、之れも亦
人生の世話役物の一つであることは、其毒と評し、薬と許すにても知らるべし、
「毒なき薬は、起死回生の能はなく」悪を退治する力がなくば、善を援くる涙は持
たぬ」然れば女人は兎に角、男子としては、厄を取り得ぬのも亦、飽氣なくも寂
びし●然はさりながら、又身の程もしらず、好けるま、に鯨飲して酔ひ蕩け、聞
き苦しき言葉見苦しき形振、も一向頓着なく、己が言ふ丈のことばかり、繰返し
くりかへし言ひ募り、時をもしらず、一人居残りて、其儘そこへ倒れ伏す、何事
も醒めての上の分別と、如何なる無理も酒の上、酒に假托附くるこそ、いと憎々
しくも亦馬鹿らしき、限りにこそ。

(三) 次は色慾である、元來男の女を愛し、女の男を慕ふは、天理の本來で、又是非

もなきことなれば、唯その慎みを、我が心に、鎮座する、信念力に依頼するので
ある、而し相手のある、特に物言ふ花に打對しては、昔より城を傾け、國をも殘
ふたる例は、其數少くない、況して個人の上をや。勿論勝負事も酒の上も相
對的ではあるが、之等は物品上の事であるが、夫れすら勝負事に、勝逃げはゆる
さず、負ければいと後を引き、又酒としても同じで、今日は僕が一杯買ふ、否
僕がと、暫し果しもなし●されば勝負事も酒の座も、自儘に退引ならぬものなる
を況して物言ふ花に打對しては、其進退の懸引き、阿漕ケ浦に引く網よりも尙ほ
六ヶ敷ければ、興ずる者其心して、大に慎むべきである●然れども又「百藝に秀
でたる男も、女に餘所々々しくするものは、玉の厄底なきが如く、いと物足ら
ぬ心地ぞする」と、昔の人は云ひし、然る程に、人道上よりは、男は妻を、女は
夫を持つて結束を固うするのであるが。

◎若しも不幸にして、破鏡の悲しみに逢ひ、若くは病氣災難などにて、鰥寡とな
りたる身は、己が自治にまかして、再び縁を求むるに、妨げなきも、宜しく家庭

鰥寡の再
縁

信念條

の状況に鑑みて、迎ふる人も、來る人も、それごとく思案の上、相當の撰擇を誤らぬ様、肝腎である。

今之等家庭における、不和合の原因を尋ねれば、夫婦何れにも、先入主の猶然觀から、前の夫はどうの、今度の妻はどうのと、相方とも聞く度毎に、面白くない、思ひを引き起し、其上に繼の思想が、つい手傳つて、心にもない、出引きを口走つて、互に其物腰に注意し、其上にも、舅姑は兎に角、子姑、繼子等、之れ尤も、其取扱ひに六ヶ敷く、殊に又我身にも、子供擧げたるなど、彌々以て、我と我が身に、勘忍せねばならぬ。

尙ほ茲に、附け加ふべき一事がある、世間に珍しくない事であるが、妻あり夫ある者が、不圖した風の吹廻しから、妻子を捨て、又は親夫を置き去りにして、所謂駈落することである、而も其行衛は、大抵知れたもので、半年たち、一年立つか立たぬ内に、十の七八までは、相手に捨てられ、今は早や我身を捨てるより、一物も泣くより外に思案なく、而も互の心に、結ぶ思ひがあればこそ、一命

駈落者の
身の行衛

「死に
おくれ
を待つ
たつと
なほも
心にと
はれよ
る人
に」
（一休）

駈落者の
由別の理

動機と機
會

も惜からぬものを、相手に捨てられ、悪行の夢が、醒め果てたる以上は、流石に馬鹿々々しく思ひ爲して、身投げもできず、惜からぬ身が、今更惜くなりて、恥の上塗して、厚皮敷くも、僅か斗りの傳手をたよりて、元の鞘へ納まりを、拜みます頼みますのは、抑も何の故ぞと問はゞ之れ唯浮々として、前後の思慮もなく、唯一途の色戀に、誘はれたるのみである。されば第一、家庭を造るには、互の身が長し短かして一致せず、第二、先夫先妻の觀念が、互の胸に妨げをなすと第三衣食住の不満足等が共同して、分れ分れを奨めるのである。

尙ほ此處に、特筆すべき事がある、其は所謂、彼の動機と機會とである●そも動機とは、或る物事を五官の一、もしくは二に感じて精神の注意を、喚起することを云ひ、機會とは、動機の爲めに喚起したる、精神の注意を、實際に行ふに都合よき場合を云ふのである●例ば博奕で勝た話を、聞かされたのが動機で、其後正月休みが、機會となつて、賭博を爲て見たるが如き、又職務上の意味相が、動機となり、其後或宴會が、機會となりて、爭論をしたり、又活動演劇の所作事

が、動機となりて、身の上の失敗を機會に、悪事を働くなどの類である●之に反して、善の動機を得て、其機會に乗じたならば、如何なる大願も必ず成就すべきである●兎に角動機は種で、機會は田地である●されば何程良田があつても、種を下さずば、收穫の望みはない、又絶好の動機に接しても、其機會を外したらんには、所謂流星光底長蛇を逸するの概あり、故に人間たる者、渡世の順潮に棹さゝんと欲せば、善惡に關らず、其動機と機會とに、大注意を拂ひ、夢にも油斷して見す々々それを逸してはならぬ。

第八十九項 子女の修養大切に

◎男と女とは、身體も氣質も、天理的に大なる相違がある、随つて其天性に應じて、修行もそれづくに、仕込まねばならぬ、又男女に拘らず、個人としても、其體の強弱氣質の剛柔によりて、其家業家風に順應する様に、修行させねばならぬ例へば

- (一)男は凡て、體が大きく、骨柄逞しくして、喉笛出で、聲太く鬚あり、女は骨

體格氣質
に就て男
女の差

組優しく、肉附きよく、手足小さくして、乳房尖り、聲細し。

(二)氣質は、男子は、活潑剛膽で、物事に餘り頓着なく、所作凡て大間なるも、女子は、膽玉小さく、さもない事に氣を煩らひ、所作優しくして細なり。

(三)其遊び方も、男兒は、動ともすれば、軍遊びを好み、駆走り、海河、郊外遊びを喜ぶも、女兒は多く家庭を離れず、人形、手毬、炊事に親しむ。

(四)又衣裳に就て、男兒は、衣は臆に至り袖腕に及びて、一向平氣にて、食事も大抵の物は忌嫌ひなく食へども、女兒は、衣服の華美を好み、食物も亦、好き嫌ひ多し。

良家庭

◎扱瀾々、世帯を持ちたる以上は、夫は多く外出して、家業を勵みて收入を計り妻は家庭にありて、衣食の世話から子供、夫の出入り、用向の人々まで、眼を通し、然も收入に應じて、經濟を繰り廻すなど、中々一寸の隙もない、特に妻たる者は、妊娠、出産、哺育の、大役あり、此大役のみにても、妻たる人の仕事は充分なるに、重荷に小附で、家庭全體の物事を、打任するなれば、夫たるものは、

妻女の負
擔重大

家庭の夫
婦は一人
の手足
如し

二一八
頗る、其大任を察せねばならぬ●されば之に依つても、男女各其天性の、定む
る處に應じて、其分に居り、其努めを守り、苟も夫婦相混同し、相侵してはな
らぬ、即ち夫たる者は、矢鱈に勝手元などに立ち廻りて、細々すべからざると同
様に妻たる者も、亦漫りに表の座に立交りて、外交の機微に、差出口を利いては
ならぬ。

◎抑も、夫婦合體して一つの家庭を造ること、恰も一人の體に、手と足とあるが
如くである、若し手が缺け、足が無かつたならば、其人は片輪者である如く、一戸
の家に、夫婦何れか、なかつたならば、开は不具の家庭である、而も手は足の用
に立たぬと同じく、足も亦手の用には立たぬ、成程それは或る程度までは、手も
足の代りをし、足も亦手の代りをするけれども、決して本眞の事はできぬ、唯暫
し代理をするまで、ある●世間ま、男女同權を云々するものもあるも、开は家庭
外の、所謂片輪者の云ふ理窟であつて、苟も夫婦揃ふた圓滿の家庭では、縦
し妻女が、多少の収入を得るとしても、それは唯經濟を助くるに止まるのみで、

處裁の有
無が同權
と代理な
りの追分
男女各特
長ありて
互に侵し
難し

男女同權
の如頭
の蛇は

決して根本から處裁して稼ぎ出し、それを以て經濟を、背負て立つと云ふのでは
ない、然れば其の處裁の有無が、同權と代理との追分である●それ男子には男子
の特長あり、女子には女子の特長がある、極端の例を云は、男子に兒が産める
や、又女子に兒が出来るや、彼の名聞と利益と兩立は叶はぬ如く、夫婦も決して
兩立はできぬ、故に互に唯代理の出來ぬ點を捕へて、同權と云は、云ふまでのこ
とであるとは第八項に述べてある、故に特長を離れて同權なく、夫婦を離れて家
庭はない譯である、然れば總理大臣も一役なれば、使丁も一役、其役を承はる上
に於て、聊か甲乙はないと云ふまで、ある●若しも所謂夫婦共稼して、多少金錢
を得るを以て、妻女たるもの、同權ケ間敷振舞したらんには、事毎に衝突して、
恰も兩頭の蛇の如く、徒に漁夫の利する處となつて、其身を亡ぼすや、必然で
ある、而も其衝突は、寧ろ當り前の事で、穩便に暮す方が、却つて不思議と云は
ねばならぬ、何となれば之れ形式だけの夫婦で、事實は同居人か、乃至寄合人然
たる故である、彼の下級社會の、朝に結婚して夕に離縁し、若くは亭主が傾城遊

をすれば、女房が間男狂をする等、之れ又或る意味より起る、男女同権呼はりの悪結果であらねばならぬ●もしも誤つて、男女同権を意味して、共稼をするならば、之れ決して常道でない、随つて手本とすべきでない、然れば妻女たる者、身自ら世過を遂げ得るならば、其天性として氣榮え心驕りて、夫たるもの復御すべからざるに至ること、掌を指すより尙明かである、兎に角婦女子は、足元思案であつて、利慾の爲めには、外聞をも厭はず、且つ執着心強くして嫉妬深く、而も口元斗りの氣勝にて、心に嗜み乏しく、之を放てば夜叉ともなり、抑ゆれば忽ち涙と變る、まことに變幻極まりなく、而も亦誑され易きことこそ是非もなき次第にぞありける。

◎何はさて、子を見ること親に如ずで、親たる者は、子女の氣風と、體質とを、其道々の人に、尋ねて参考とし、如何なる家庭の人たらしむるか、適當なるやを豫じめ極めて、其處で修行に取りかゝつたならば、子女前途の幸福は、期して待つべきである。

第九十項 尊敬心を生し立て

◎「何事の御在すかは知らねども、忝なきに涙こぼる」とは、然る人が伊勢大廟に參詣した時の感懐であつた、それ人は萬物の靈たる本領に於て、我々人間以上有難者があると思ふ心が、時により折にふれて浮むのである。

其忝ないと云ふのは、所謂神の名に於て、肯はるゝ處の、靈妙不可思議の力である、我々は此意味に於ける、力を指して、神と云ふのである、然れば此場合に於て、神と云ふは造化の神を謂ひ●其本體は、即ち日月星辰地球の合體であるので、恰も祖父母、妻子、弟妹、などの人々が合體して、家庭の稱あるが如きである。

◎それ我々の體は、心の指圖に隨つて動く、而も亦其心を、動かす處の力があるのである、即ち刺戟は其力である●然して其刺戟は、體の内外の二方面より、はたらくのである、其體内の刺戟は、所謂本能で、例へば食事時になれば、何か食ひたくなる、又外出せずに居れば、外へ出て歩きたくなる、又年頃になると、男

は、女を愛し、女は男を慕はしくなる、扱又體外の刺戟も、體内の刺戟と調和して其刺戟を助長せしむるのである●例ば糞物の匂を嗅げば其刺戟によつて胃腸より消化液が分泌して、更に胃腸を刺戟し、随つて胃腸は又其消化液の刺戟に、反應して蠕動を起し、もし、其際に空腹であると、消化液を段々下へ送るにより「グーグー」腹中に聲ありて、恰も蟲の鳴く様に思はる、今度は●又煙火が揚つた、そこから出て見る、今度は活動寫眞の囃が來た、又出て見る●又婦女の通り縋りの追風に、あらぬ匂ひが散立て心ときめきし、又優しき殿子振を離間見て、艶氣き思ひを惚ばすなど、何れも體内と、體外との刺戟が、互に呼應して、いとゞ五官の慾念を興奮せしむるのである●以上は唯、本能の刺戟に、ついでの話で、數夥しき體外一般の刺戟の、萬分一にも及ばぬ少數である。

◎抑も人の心が、體の内外の刺戟によりて、身體の運動を促す如く、天地自然の活動も、亦人間の心と同じく、何等かの刺戟に原く、ものたらずんばならず、而も亦内外二方面の刺戟の、相反應して、活る力を、發現するものであることは、争

はれぬ事實である、然れば其の活る力の本家本元は、人間で云へば即ち心であるが、天地の現象を促すべき絶大なる力であれば、宜しく神と稱ふべきものであつて、所謂造化の神はそれなのである●此意味に於て、神に兩義あり、自然の神と故人的神との二つとである●自然の神は、即ち造化の神にして●故人的の神は、在世中の功績を讃め稱へて、造化の神の、全世界の森羅萬象に對して、生滅自在の力を持つことが●恰も天上に人以上更に、偉大なる人様の神なるものありて、善人には加護を垂れ、悪人には冥罰を科し、給ふ様の御力に擬へて、同じく神と稱へたるのである。

又彼の佛と云ふことは、無慾無患の體を指して、觀じたる名稱で、造花の神の如き、活ける力あるのではなく、唯假りに設けたる、完全無缺の、善體善心を謂ふのである。

◎扱も我々は、日頃親々を尊び敬ひ長上を尊び敬ひける程、それだけ、能く信念は發達して、應は先祖乃至亡き父母長上も猶世に在すが如くつかへ、神社佛閣を

禮拜し皇室を尊び敬ひ、終に造化の神の、代表者たる、太陽を禮拜するは、我々の大なる勤であれば、其勤めを行ふと、同時に、知らず識らず、抜くべからざる處の確乎とした信念が、養成されるのである。

第九十一項 猶然觀を發揮せば

猶然觀は、其條に述べた通り、學問上からは然らざらざらでも、人道上からは、斯様に觀じなければ、ならぬと云ふのである。言ひ換へれば、我々は、人間でも他の動物でも、亦樹でも、石でも、苟も一旦、恩徳を受けた以上は、其人間でも動物でも、樹でも、石でも、問ふ所でない、且つ又譬へ其ものが、死んでも、毀れても猶在りし時世の事を思ひ浮めて、人間には勿論の事、動物でも、樹でも石でも、恰も生ある者の如くに取扱ひ、言葉もかけ、物をも進めて、相當の禮儀を述べるのである。●縦へ學問上、若くは實際上から言ふときは、死んだ人は、飲みも食ひもせぬから、何を進めたとして無駄だ、木像や、石佛は、人間の作つた物だから、難有事も何んにもない、太陽は、世界の道具で、電燈と同じ物だから

猶然觀の再説

學問斗ては人道は解せぬ
學問の一
口評

人道は精神
的貸借
なり

猶然觀は
事實の寫
像を體得
りするにあ

拜んだ處で初まらぬなど、言ふ様なものだが●然しそれでは全く無物世界で、人道には滅法界もなく、遠ひ爲され方である、然れば唯此一事を見ても、學問斗ては人道は解せぬと云ふ事が判る、一口に云へば、學問は、商品的のものであるから、代金を出して、品物を取るか、品物を遣つて、金銭を取るか、何の道代金と、品物を、唯交換するだけのことである。

●人道は然様に情ないものではない、言はゞ貸借的、而も精神的の貸借である、即ち御世話になつた恩の借りを、精神を以て返へすのである、決して金盡くや、腕盡で返すことのできないのである●然れば假令事實は、樹でも石でも、又死んでも、枯れても、腐れても、開は問ふ所でない、苟も我身に蒙つた恩徳に對し謹で、報謝するのである、此意味から推て見ると、彼の宮寺の供物でも、賽銭でも、又家人が旅立中、留守居の者がそれと進ぜる陰膳でも、皆此猶然觀の賜である。

●然し茲に、一言對て置かねばならぬ事がある、曰く猶然觀は、畫像と同じく、

信念條

事實の影を寫し、夫れを實物として、體得するのであると云ふ事を、懇に納得すべきである、言を換へて云へば、父母の寫眞は、其實、繪像であると、一應承知して居つて、然る上で、父母の實在として、禮を失はぬ、待遇を致すのである、昔の人は、貴賤男女おしなべて、字紙は勿體ないとして、態々白紙を採て、用を辨じたのである、今に至りても心ある人は、字紙をば遣はずして却て白紙をつかへり、是れ即ち猶然觀である。

第九十二項 聽て得らる、信念の

◎信念の力は、一朝一夕で得られるものではない、幼い時から十歳は十年三十歳は三十年、五十歳は五十年の、永い年月の間世の中の總ての物事に付て、慣れ、習ひ、教はりつゝ、聽てそれを、實地に行ふて見て、其經驗の結果、其れはさうである、是はかうであると、我が心に確かと、信ずるやうになるのである●故に今更めかしく、其事彼の事について、差當りて、考へて見る、必要なきまでに、多くの物事について、之れはかう、彼れはあゝと、安心して平氣で、やることかて

信念の力は一朝一夕には得られず

信念力の豫言

きる、例へば●此爾は、性來もよし、光澤もよいから、必ず良い絲ができる、●又彼の子は、屹度偉い者になれる、體が丈夫で、大人しく、學問が好きで、物が丹念で、そして親孝行者であるから、然様思ふ●又彼の患者は、痰咳や熱があつても、結核の徴菌がないから、醫師の命ずる養生法をよく守つて、何事にも構はず、一旦諦めて、萬一助かつたら拾物と心得即ち打遣て、そして拾ふのぢやと、先づ斯様に心をもつて、平氣で居るのぢや、そうすると妙なもので、屹度なほる●又戦争には、先第一、敵の備へは何んなもので、何う云ふ謀の企てがあるか、して見れば味方の方も、それに應じて、斯々せねばならぬ、而も今彼の國との戦争ぢや、時候は何んなものであらうか、交通の便利は何うか、海の便りは如何に、扱今度の戦争は、斯々の次第で、車夫馬丁も、義憤の涙に咽んでをる、様子であるから、今度の戦争は、屹度勝ち軍ぢやと、斷定する如きである。

◎然れば、我々は、如何に運勢が拙くて、不仕合の目に計り逢ふからとても、又如何に働いても働いても、今日一日、樂をしたと思ふこともなく、難澁苦艱の仕

信念條

天理人道
の心得は
萬難除の
神なり

通で、あるからとて●天理と云ふものは何うである、人道と云ふものは何うである、日頃「チャン」と、其區別を胸へ疊んで置いて、明け暮れの働きの上に、何うぞ粗相のないやうにと、注意に注意をして、小供には第一、怪我をさせないやう、病氣にかゝらぬやう、悪い癖に染ぬやう、大人しくして、惻發の人になるやふにと、其修養に心を配り●そして皇室は勿論の事、神佛は何う、親は何う、其他上役の人、學校の先生、心師、并に凡て目上の人に、それ〴〵禮を缺かぬやう尊敬して、●學問上からは、さうであつても、人道上からは斯くせねば、ならぬぞと、能々腑に入れて、嚴かに猶然觀を、揮ひ起したならば、容易ならぬ處の、信念の力も、程なく得らるゝやうに、なるのである。

第九十三項 力は巖も透すなり

◎信念の力は、過去の經驗を土臺として、現在の希望を、將來に成就しやうとする力である●而も此信念の力は、我が心に宿る、誰れにも見えぬ處の、主觀的の力であつて、決して相對する客人の様な、客觀的の力でない、言ひ換へれば、

信念力は
主觀的の
力なり

醫術と信
念

器械や、人間や、佛様や、神様の力では、決してない、自分の體に鎮座する處の信念と云ふ心の力である、故に自分にも見えねば、人には猶見えぬのである●扱今其例を擧げて云へば、醫者が腫物を切る、小供は「ギヤーギヤー」泣く、大人でも手を出し、體を擡へる、處が醫者は、一向平氣なもので、泣かふと擡へやうと、更に頓着せぬ、押へ附けても療治をしてしまふ、之れ即ち信念の力ぢや、若し信念の力がなかつたならば、蚤が刺しても痛い體ぢや、大切な人様の體ぢや、大根や、人参とは、些と譯が違ふ、一分一厘でも、心なしに切られて、堪るものでない、此場合醫師は、今の一寸の苦痛は、懸て永遠の苦痛を取り去る、慈悲の苦痛であるぞよと、深くも我が心に信念の力が、根差してをるからである●扱又彼の名譽を銜はず、利益に晦まぬ、即ち名利の爲めでなく、本心義の爲めに一身を犠牲、即ち人身御供に捧ぐる。所謂義士國士も、やはり此信念の力に原いた處の力瘤の成れの果である●然れば信念の力は、誠に恐るべき元氣のもので、彼の金剛石の巖も打透す處の力である、故に苟も一度、此信念の力を揮つて

信念の力の例

信念力と辛抱我慢との差別

賽翁の馬

人間と馬

或事業に取り掛つた以上、よしや一回二回で、其目的を達せずば何遍も、繰り返して見ると云ふ、心の興るのが、即ち信念の力であるのぢや、其繰り返へし繰り返へし、やりつゝある間に、到當其目的を達し遂げ終ふせる事が出来るのである●彼の所謂辛抱や、我慢は、是れぞと云ふ據處のない、空意地を、唯張るのみであつて、暫し其物事に屈託し居ると、云ふまで、決して其仕事に、確固不拔の信念が、有るわけでないからして、其内には物事に、飽が來るのである。

第九十四項 名利遂げにし其人も

◎名聞と利益とは、人の最も珍重する處のものである、故に人間一生の働きは、つまり名利の二つに納まりが付くのである。

「人間萬事賽翁の馬」●處が人間は動ともすれば横着に流れやすい、根性があるので、眞面目に大人しく、賽翁の馬に甘んじて、明し暮せば、少しも困るなぞと、云ふことは無い筈だが、兎角ずるけて、樂で聞えのよい、馬子に成りたがる者が多いから、サー世の中が面倒になつて來るのぢや●而も度々云ふが、名聞と利

吾人の内名を利の内に其何れかを撰ばねばならぬ

名聞と名譽との別

總理大臣の名も一の役名なり

益とは並び立つものではない。

「名利二つに體は一つ二つの兎は追はれない」

◎されば人間は名利の中、何れか其一方を撰ばねばならぬ、人もし、名聞に就けば、損必ず之に伴ひ、利益に與せば、貶必ず之に従ふ、世間苟も、名聞と利益と二つながら贏ち得たりとせば、并は必ず、不自然の出來事であつて、利益を以て名聞を購ふか、名聞を以て利益を釣つたのである。

◎茲に名は似て實の異なるものがある、曰く名聞と、名譽とである、一は聞え、一は譽れである●即ち彼の公然、定められたる規則に據る處の、官吏、公吏、何議員、何役員、神職、僧侶、教育家等、苟も多少、公衆の委託に與かる、肩書附の者は、皆名聞の人なのである●例へ總理大臣でも、亦同じく名聞の役名で、敢て名譽と云ふは當らず、何ぜかならば、聞えには、善きものあり、惡きものあり●嘗て晋の桓温なる者、枕を撫ぜて歎ずらく、男子にして、若しも芳名を、百世に流すことが、出來なければ、寧ろ臭名を、萬年に遺すべしと云ひたりきとぞ●我が

朝にありても昔より、大臣にして、悪名の聞え、あるもの其例に乏しくない。

然れば萬一名聞の座居に處る人が、己でなければ、此椅子に据るものはない、乃公でなければ、此椅子を奈何せんやなぞと、言ふやうな慢心を以て、其椅子に在るならば、開は大なる不覺者、と云はねばならぬ。

「われ獨り然爲る心の淺猿しや浮世に人のあるを思はて」

名譽に公私の別なし

名譽には、素より公私の境はない、故に官吏にせよ、一個人にせよ、其身分、

に應じて、比較的、善い行ひを擧げ得たる場合、之を名譽と稱すべきである、即ち譽は、善い心より出た處の、善い行ひである●例は、命がけて人を救ふたり、

學問又は技術が、優等であつたり、戰場で、拔群の効を樹つたり、若くは路橋を造つて、通りよくしたり、日間を缺き、小遣ひをつかふて、世間の世話を足した

り、其他天晴自己を節して、公利公益に資するなど、是皆、立派なる處の名譽である●官吏其他、一般俸給に衣食する人は、其執る處の職業が即ち生業である、唯

公人と私人と異なるのみで、士農工商の生業と少しも違ひはない●而も執業上の責

俸給者も一種の生業者也

言公吏と

任に至つては、鐘と風船玉より、まだ差が開くのである●抑も職に公人たる以上は、事毎に、其言ふ處と、行ふ處とは、必ず割竹の節を合せたる如く、「ピタ

ン」と合はねばならぬ、而も合つた處で、そは普通の事で敢て取り立て、讃むべき程の事ではない、而も或る場合には、其職を賭して、責を果さねばならぬ、之

名聞の手前止むを得ざる豫定の行動である●萬一名聞の位置に居て、假にも利益に購はれて、公人たる者が、其言行を、二三にすることあらんには、自身はよし

自業自得で、諦めもしやうが、委託したる公衆の兩目玉を潰し、且つ委託したる

物事の結跋が着かず、結局己を苦しめ、人を誤り、俗に所謂損耻の嘲りを、受け

ねばならぬのである●而も亦此場合に於ては、此人ならば確だと薦めた者、此人

ならば宜らうと撰んだ者、此人ならば信じると委せた者、所謂、推薦者、選舉

者、委任者は、其の半面半額の責めを、負擔せねばならぬのである。

●嗚呼、容易に肯ふべからざるものは、名聞の職務なる哉。

「飛で灯に入る夏の蟲」

信念條

推薦者の責任

宜しく利益の人たれ、名聞の人たる勿れ、私人たれ、容易に公人たる勿れ、而も滔々として公人たる者の多きは、公人の割の佳き爲か、將又、賽翁の馬たるを苦にして、割合に樂で、お負に聞えのよい、馬子たるを望むに因れるにか、非か。

◎扱又利益に就て云はんに、昔の人もやはり、此名聞と利益との二つには、苦心したるものと見えて、其利益の人たらんにも、工夫を凝らし、須らく修行なかるべからざることを力説す、そこで先づ左の如く曰ひき。

(一)我々は此世を、假りの世だなどと、浮た氣を持たずに、此世のあらん限り、常伴するのちやと心得て、信念を堅くする事。

(二)我々には願ひ事は甚だ多い、それを一々叶へたならば、如何程財産があつても、兎ても足らぬと云ふことを、篤と承知すべき事。

(三)金錢は言はば恩人であるから、神様同様に崇め、決して下女下男を遣ふが如く、容易く思ふてはならぬ事。

(四)笑はれやうが、耻しめられやうが、誹られやうが、貶されやうが、馬鹿と云はれやうが、没分漢と云はれやうが、一切沈黙を守つて、敵本主義に臍を固め、努めて馬鹿を装ひ、何と言はれても、我慢は勝利ぢや、勝利の神様は、名譽名聞を嫌ひ、獨り利益の頭に宿る也と、一途に拜金宗になりすます事。

(五)正直にして約束を外さぬ事。

今買手から云ふと、代價は高くても、品物は正銘物でなければ不可、特に體の健康に、大關係を持つ處の、米、味噌、醬油、酒、砂糖等を、偽造販賣するは、最も大なる悪事である、勿論安くても悪くては、本當の安いのではなく、實以て高いのである●而も正直は無慾の様に見えるが、結局は自然に、大慾の成績を擧げることになる、兎に角名聞も利益も、斯く苦心して、成効した揚句の果は、扱何う成り行くものであらう歟。

第九十五項 一念違はば何かせん

◎名聞と利益との關係が、果して車井戸の釣瓶の如くであつたならば、一方が上

れば、一方が下りて同時に隙なく其所用を全ふせんと欲するも、开は到底できぬことである。

「此世をば我世とぞ思ふ望月の缺けたることなしと思へば」

然るに若しも名聞と利益とを、同時に兩ながら得たりとせば、开は其昔、藤原の道長の述懐の如く、此世の中は、全く自身の爲めに、造られたるかの如く思はれ、招として來らざるなく、欲するとして得ざるものなく、爲すに手を用ゐず、行くに地を踏まず、身を佚樂に處して、さながら名利の馬に、乗れるが如く、然りである。

◎然しながら、萬一、其利益にして、不正非道に原く、惡得であつたならば、例へ千金萬寶の財産を、蓄へ得たりとするも、其心の疚しき點に至りては、手食の徒に劣ること、又千階萬段であらねばならぬ。

◎扱又名聞としても其通り、只管己が身を飾り街ふが爲め、權者に阿り、金品に飽かして、其地位を贏ち得たりとしても、夫等の人は、徒に形式に泥み、威を

張るに止まるのみである、而も其責めに至りては、甚だ無神經無頓着である、素より其器量に於て相當の價值なく、忽ちにして其職を失ふか、但しは不信任の動機が湧き起るのである。

◎之に付けて思ひ知らるゝは、今は昔、支那の或る帝が國內を巡視相成りたる時に、或老人が喰べながら、腹鼓をたゞき、足拍子をとつて、舞ひ且つ歌ふて曰ふには、「御日様が出れば、仕事をし、お日様が入れば仕事を仕舞ふ、さうして我は、井戸を掘つてもつて、飲み、田を耕して、さうして食ふのちや、何も御上の御厄介には少しも預らぬのちや」と、帝これを聞玉ひて、却つて大に喜んで玉はく、オーオー能く謠ふた、それでこそ朕が治下の民ちや、と仰せられたりければ、竝み居るもの、皆等しく頭を垂れ、暗涙に咽びけるとぞ。

◎抑も國に百官有司あるは、體に神經系統ありて、全身を支配するが如く、又國の利益に努力するものは、體に健全の胃腸を具へて、營養を佳良にすると同じである●然れば、名聞に就く人も、利益に與する人も、國家に盡す上に於ては、甲

國益に良勞
力は健全
民は腸胃
如し
世を導か
ん爲の名
聞者
世を益せ
ん爲め
利益者

乙はない、即ち公衆の恩たる點に於ては、同等である、唯其盡す方面に於て、高下否東西の別あるのみである●されば、世を導かんが爲めに、名聞に務め、世を益せんが爲めに、利益に努むとせば、共に其美しき心から出た、善の行ひであつて、所謂名譽の人たるに於て、一致するのである●而も若しも、名聞の人として成效し、利益の人としても、亦成效したとしても、人の導きをもせず、人の悲しみも物ともせざるに於ては、其人々は、即ち大に違つた、心得を持つ處の者共であつて●其心事は、唯威張たいから、名聞の人となり、蓄財を自慢したいから、利益の人たるに、過ぎぬのみで、寧ろ國家に禍するものである、と云はねばならぬ。

第九十六項 信念力に憑ずんば

◎信念力は、我々の眼に視えぬ點は、神と同じである、而も信念力は、我體に鎮座する心の力であることは、前段に述べた如くである、此此信念の力は、水平器にかけても、高低なく、下振に試しても、偏倚がない、即ち横から瞰んでも、

信念力は
再び神と
一致す

縦から臨いても、誠に眞直眞平であつて、少しも歪みがない、然れば、信念力は眞正直の點に於て、再び神と一致するのである●故に信念力に憑る人は、特更に神を祈らなくも、神は其人の身の上に、加護して下さるは明かである。

「心だに眞の道にかなひなば祈らぬとも神や守らん」

◎孔子、病篤し、門人子路、平癒を神に祈らんことを乞ふ、孔子斥けて曰く、丘の禱るや久しと、丘は孔子の名なり●茲に再び述べ置き度きは、理情の下に眞の道はなく、義を離れても、亦眞の道はないのである、言葉を換へて云へば、神の如き人でなければ眞の道に叶ふた行ひはできぬ●即ち理論にも人情にも、どちらにも眞の道は行へぬ、之を行ふには、理と情とを能く化合せしめて出來た新しい力、即ち義でなければならぬ、義は理情を離れて、神に就ける行ひである、即ち眞の行ひであつて、隨ふて信念の力に憑る行ひであるのぢや。

◎今は昔、龜山殿を建てられけると、其敷地より、數多の、蛇粉凝となつて出でたりければ、人皆此處の主なればとて、堀棄つるを依違けるに、時の太政大臣

義は眞の
道にして
神に就け
る行なり

龜山殿と
蛇

生兵法は
大創のも

汽車對迷
念
信
惑
感
信

實基公、申さるゝには、王土に居らん蟲、皇居を建てられんに、何の祟をかなす
べきとて、盡く之を大井川に流さしめられけるに、更に祟なかりしと云ふ、之れ
即ち信念の力である●彼の病氣の際、一切の醫療を棄て加持祈禱にのみ手頼るは
之れ所謂迷信であるが、而も縦へ、其道々に多少關はつて居つた處で、所謂生兵
法は大怪我の諺の如く、擊劍や柔道を少許りやつた爲に、盜賊と渡り合ひ、あ
らぬ負傷を求めたり、衛生心得、醫療小談、など繙きしお蔭に、手前療治をして
病氣を重くしたり、其他士農工商に拘らず、僅かに其道の心得がある位の事
は、爲る事、爲す事、皆所謂迷惑事業であつて、決して信念に原いた譯でないか
ら、懸て失敗に終るのである●然れば、迷信と、迷惑と、信念とは、能々日頃分
別して置くべきである●例へば迷信は汽車の乗違ひの如く、迷惑は汽車の降り違
ひの如く、而も信念は其列車の何處其處行を、能く承知して乗るが如きである。

第九十七項 無より有に入り難く

◎我々の心は、元は皆無である、彼の産れた斗りの赤子は、腹が空いても泣き、痛

無意識時
代

小兒期の
怖氣

熟練と不
用意識

くても泣き、濡ても泣くのは、之れは、反射作用と見做さるゝ、彼の呼鈴を押
鳴ると同じき、心なしの働きである、即ち無意識の作用である●此無意識のはた
らきが、段々重なつて、同一の刺激が度々繰返さるゝと、そこで少し斗り心が生
へてくる、尙ほ段々々々繰返さるゝと、弱ながらも心ができるのである、そし
て其心に一つの、判斷をもつて來る様になる●此時期になると、今度は心が却つ
て、體を差圖する様になるのである、例へば、お腹が減つたから何か喰たい、此
處が痛いから、見ておくれ、冷たいから、着物が着換たい、などと意識的になつ
てくる●そこで此意識的に成り初めは、物事について、總て怖氣がある、之れは
未熟の意識で、信念の力がないからである、例へば見慣ぬ人の顔を見て隠れた
り、空氣銃の音を聞いても、大變の事に思ふつたり、雪隠に行くにも、氣味わる
く思ふのである●扱險難ながらも、度々其事に慣れると、今度は反對に傍から險
難に思ふやうになる、例へば自轉車に乗り慣て、手放しに走つたり、話をしなが
ら刃物遣ひをしたり、するやうになる。之れが所謂習ひ性となりたるのである、

信念條

● 一歩進んで、それから物事が、餘り上手に成過ぎると、心を遣はずと、できてくるから、つい粗忽がありがちになる、即ち仕事はそちらに、魂はこちらと云ふやうに、手と心とが離れてをるのである、能く云ふ河童の河流れ、猿も樹から落ちると云ふは此事である●それから六十歳前後になると、習ひ初めと同じく、何事も怖氣がついて、再び險難になつてくる、然しながら最初の險難は、慣れない不安からくるが、老年の險難は、一部は自分の實驗と、一部は世間の經驗談から、自分の體を、今昔に匹別して、苦勞を取り越し、剩へ是までに起つた、自分及び他人の不幸や、災難事に、神經を弱め、兎角世の中の物事に、矛盾の多きを果敢なみ、今日は日がわるいとか、やれそつちは鬼門ぢやとか、何だの、彼だのと、云ひ立てらるゝを、眞逆に信ずるにはあらねども、亦無下に打ち消す勇氣もなく、唯々何事も事なかれ主義に陥りて、兎角先づ其儘、先づ其儘と、控へ目に成り勝になるのである。

◎ されば此際、此時に至りても、年來鍛へ上げたる信念の力が、我が心に確乎と

鎮座して居つたならば、老ぬる心も勇み起ちて、壯者を凌ぐ活動をも、必ず爲せばできるのである●惜むらくは、彼の爲すある處の活字でも、唯活字棚に載せて置くだけでは、鐵屑同様、何の役にも立たぬが、一旦信念の力を揮ひ起して、版に組立て、書に刷上げたならば、先生の代りもし、聖の教へともなり、次で農家の鋤鎌ともなり工業上の墨曲ともなり、國際上の仲裁者ともなり、終に人を救ひ世を救ふ大業をも、産み出す様になるのである、然れば捨てたる身を以て、有益の大業をも擧げ得べきであつて、所謂無より有を生ずる次第である。

第九十八項 如何なる不安も去り難し

◎ 凡そ此世に生れたもので、命を惜まぬものは恐らくない、去りながら天然の壽命は、往々思ひも寄らぬ、病氣又は、災難の爲めに侵されて、可惜の花を散り果す例は、其處此處に少くないのである、たとへ六七十に及んでさへ、いざ臨終と云ふ場合には、絶える思ひ、まして少壯の人をやである。其悲歎は如何ぞ●然れば古人も、悲しみの又悲しきは、老て子を送るより悲しきはなく、恨み

二四四
ても更に恨めしき、若うして親に先立つより恨めしきはなしと申しき●故に人たるものが日々齷齪として、其職に精出すのは、唯生を治して、壽命を全ふせんが爲である。

◎所謂人世の事、生を治するより急なるはなしぢや、抑然らば、天壽を全ふするの道如何、それは外でもない、常に爲すべき道と、變に備ふべき道と、二途である。即ち貧を治すると、病を治するとは、それである、其病氣の苦しみを救ふのは、醫者の務めだが、貧苦を救ふのは、政治を司どる人の責である●扱て一旦病氣に罹つた以上は、痛いか苦しいかの惱みがある、其處で醫者は、日頃備ふる藥術をもつて、病苦を濟ふ、それ之れだけで、既に大なる仁である、之れが本來の醫者の仁術である●而も一杯の湯一碗の粥を施しても、やはり仁である、然れば所謂素人的の仁術は、誰にでもできる、親戚知己故舊は更なり、世の同情者は、取あへず金品を恤むのである●其處で食の急なることは、病の急なると少しも選むところなしぢや、然れば政治に與る人々は、人民の生業の有様を、能く心頭に

置いたならば、其惠は丁度、草木に露が置かれたと同様で、其功德が、やがて秋の實法に現はる、は、掌を指すより、明な事である。●今は昔、萬曆癸卯の歲、江西の巡撫、夏良心なる者、楚の名醫李時珍の著書に序して曰く、「夫れ醫の道たる、君子之を用ゐて以つて生を衛る、而して之を推して以て世を濟ふ、故に仁術と稱す」と、即ち知らる、仁術に、醫術の仁術と、政治家の仁術、との二途あることを●扱又同按察使、長鼎思曰く、「倉廩足れば民非歳を以て死せず、醫藥具はれば民非死の病を以て死せず、此れ其れ、民政に干る豈二つあらんや」と●成程倉に米麥が蓄へてあれば、不作だからとて死ななくもすむ、日頃藥も醫者も用意してあれば、詰らぬ病氣で死ぬこともない、米麥を蓄へて置くのも、醫藥を備へて置くのも、人民の命を濟ふ上には、敢て甲乙はないのぢや。

◎抑も人間の不安は、第一番に食物の苦勞である、次に着物の苦勞、次に住居の苦勞、扱其外體は健康か、稼業の工合は何うぢや、小供は大人しいか、家庭の和合は如何に、親戚のつきあひは何ふぢや、世間の評判は如何、火難盜難風水害も

人間の一生は心の一字に始る

ないか、其外一數へ立て難いが●何も彼も、人間一世帯萬事萬端、皆心の一字から發りて、心の一字に終りを結ぶのであるが、其心は、須らく順序立つて、成り上がった處の信念、即ち其信念から發つたところの力を以て、人間總ての不安を、恰も其昔實基朝臣が、大井川へくちなはを、投げ込んだ故事に倣ふて、遠く太平洋へ、「サラリ」と投げ込み、畢んぬるこそ、いと目出度き極みなれ。

浮世鑑終

大正八年十二月十五日印刷
大正八年十二月十八日發行



發行所

大賣捌元

浮世鑑奥付

定價金貳圓

郵送料
金八錢

著者兼發行者 豊浦秀丸 (經絡)

印刷人 村橋圭二
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印刷所 東洋印刷株式會社
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

神奈川縣藤澤町一八七七番地

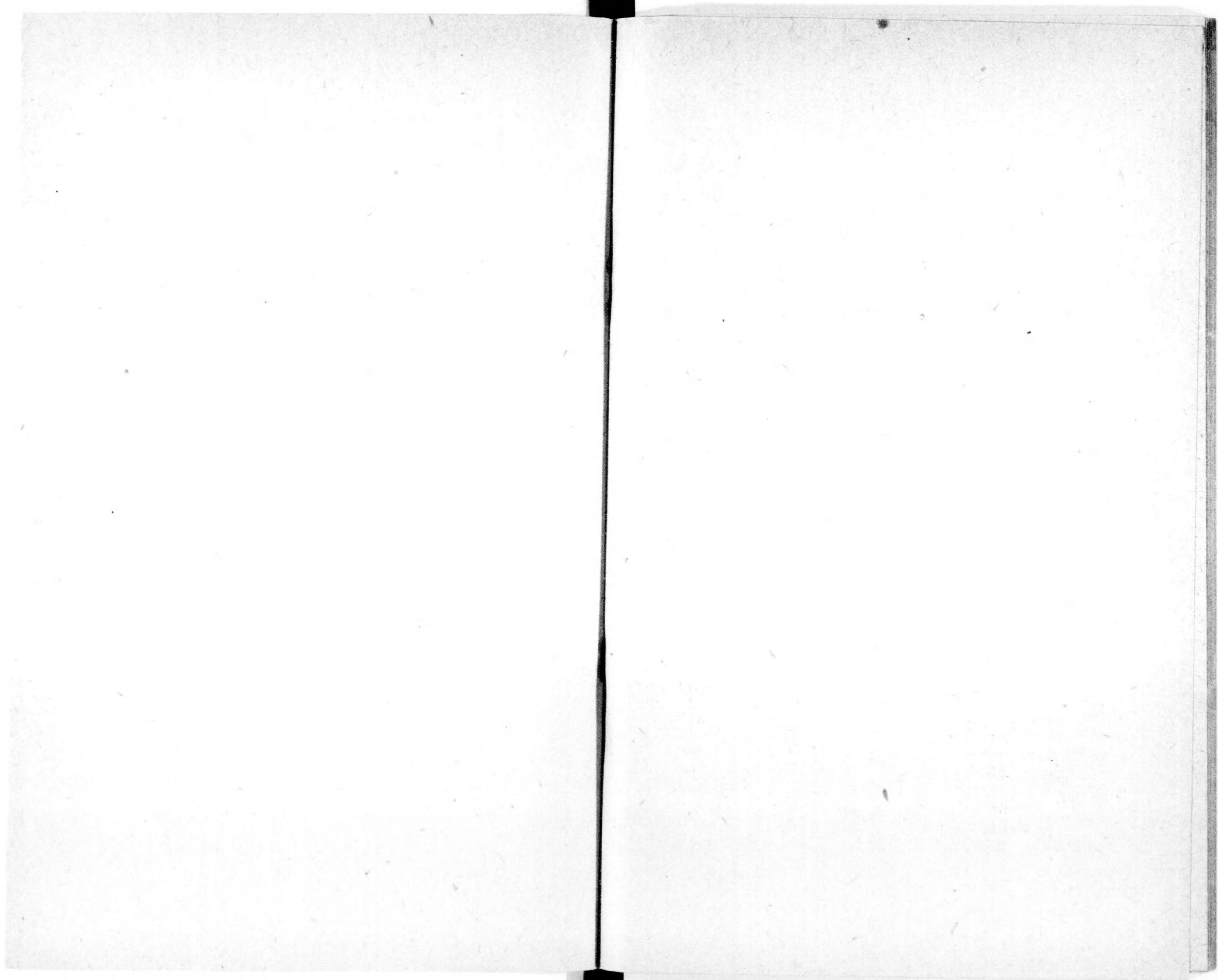
報德堂

電話 藤澤 一一一五番
振替口座東京 二七一四四番

東京市本郷區本富士町二番地

文光書店

電話 下谷 一二四六番
振替口座東京 五七八番



279
1149

終

